



# いんふおめーしょん

## 子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

2021  
9.24  
no.169

### Report

#### I 今こそ子どもの権利が保障される政策と法律を!

広げよう!子ども権利条約キャンペーン事務局  
認定NPO法人ACE 成田 由香子

1

#### II 「コロナ禍」のなかで活かされた ひとり親家庭当事者団体の活動

特定非営利活動法人 しんぐるまざーず・ふぉーらむ・福島  
理事長 遠野 馨

8

### 第20回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

#### ① 子ども達の居場所作り・自己実現・仲間作りの活動

加賀おや子劇場

12

#### ② 人権を語り合う中学生交流集会'19

人権を語り合う中学生交流集会運営委員会

17

#### ③ 子どもの人権連助成 2019 年度報告

子どもの権利条約 関西ネットワーク

25

#### ④ 事業実施報告書

公益財団法人子ども情報研究センター

28

#### ⑤ 2019 年度 活動報告

セクシャルマイノリティ新潟県生徒交流会

31

### World trends

#### Document 子どもの権利をめぐる国際動向 (2021.4~2021.7)

ARC代表・子どもの人権連代表委員 平野 裕二

39



# 今こそ子どもの権利が保障される 政策と法律を!

広げよう!子どもの権利条約キャンペーン事務局

認定 NPO 法人 ACE 成田 由香子

## 1 「広げよう!子どもの権利条約キャンペーン」について

「広げよう!子どもの権利条約キャンペーン」(以下、キャンペーン)は、日本社会において「子どもの権利」の概念が浸透し、国、自治体、家庭などのあらゆるレベルにおいて、子どもの最善の利益が確保されることができるよう社会状況をつくることを目的に、「子どもの権利条約」の国連採択30年・日本批准25年にあたる2019年4月に設立されました。

2019年は、日本における子どもの権利条約の状況について、国連子どもの権利委員会による審査が行われた年でもありました。そのため、同委員会からの勧告を受けて、日本で子どもの権利条約がきちんと守られるようにしていくためのフォローアップを行い、同委員会からも求められている、子ども権利に関する総合的で包括的な政策や法律ができることをめざしています。

キャンペーンは、運営機関である実行委員会(現在14組織)と、全国各地で子ども支援に関わる賛同団体(2021年8月5日時点で161組織・企業・個人)で構成される緩やかなネットワーク組織であり、またムーブメントです。キャンペーンでは、これら構成員の主体的な活動や連携等を通じて、次の3つを柱として活動しています。

- (1) すべての子どもの権利保障につながる条約の広報・啓発
- (2) 条約に関わるNGO・NPO・団体・個人などのネットワーク
- (3) 子どもの声を含め市民の声を子ども政策に反映させるための政策提言

これまで、国内の子どもの課題解決に取り組む市民団体(NPO)と、同じように海外で活動する国際協力NGOが、一緒になって協働し、日本の子どもの権利の実現・普及に向けて活動することはあまりありませんでした。しかし、日本政府が1994年に子どもの権利条約を批准して27年たっても、この条約が掲げる権利を十分に実現するにはいまだ多くの課題が残されていることから、このキャンペーンを通じて、各組織が連携し始めたとも言えます。



## 2 子どもの権利条約と日本の子どもを取り巻く課題

「子どもの権利条約」(1989年)は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められました。18歳未満のすべての子どもは、生まれながらにして権利を持ち、行使する主体者として位置づけられており、これまで保護の対象としてきた子ども観を転換するものとして大きな意義があります。また条約は「生命・生存・発達の権利」「子どもの最善の利益」「子どもの意見の尊重」「差別の禁止」を一般原則とし、また「生存」「発達」「保護」「参加」の4つの分野で権利を具体的に定めています。

子どもの権利の視点から、日本の子どもたちを取り巻く課題とはどのようなものがあるのでしょうか。そのいくつかを、データからみていきましょう。

### ●子ども・若者の自己肯定感

子どもは一人の人間として、独立した人格と尊厳をもつ主体的な存在として、尊重されるためには、子ども自身が「自分は大切な存在である」という自己肯定感を実感できることが重要です。

日本の子ども・若者の自己肯定感(自分に対する肯定的な意識)に関する調査はいくつか行われていますが、内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」(2018年度)<sup>\*1</sup>では、13-29歳を対象にした、日本を含む7か国の比較結果が発表されています。それによれば「自分自身に満足している」という項目について「そう思う」と最も肯定的に回答した割合は、日本は10%しかなく、他の国(アメリカ58%、フランス42%、イギリス42%、ドイツ33%、韓国36%、スウェーデン31%)の約3分の1から6分の1です。

また高校生を対象にした別の調査では<sup>\*2</sup>、「自分はダメな人間だと思うことがある」について「とてもそう思う」「まあそう思う」と回答した割合は合わせて72.5%、他の国(米国45.1%、中国56.4%、韓国35.2%)と比べると1.2-2倍以上でした。

日本の子ども・若者の自己肯定感は諸外国に比べて低く、自分が大切な存在だと実感できない子どもが多いことが伺えます。

### ●10代の自殺

2020年における全体の自殺者数は、21,081人(警察庁自殺統計より)。9年前の2011年から比較すると、総数は3万人台から減少傾向でしたが、そのうち10代の自殺者数は、2011年の620人から2020年は777人と逆に増加しています<sup>\*3</sup>。日本の子どもの自殺率は国際的にも高い水準と指摘されています。

自殺に至る背景にはさまざまな要因が複合的に影響しており、いじめなどを理由に自殺したことが分かるケースもありますが、原因が分からないケースもあります。いずれにしても自己肯定感を感ぜられず、将来の夢や希望をもてないなどして、自ら生きることを諦めざるをえない過酷な状況が子どもたちにあると言えます。

## ●子どもの貧困

「子どもの貧困率」は、2018年は13.5%、約7人に1人の子どもが貧困状態にあります（厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」より）。ひとり親世帯においては貧困率約50%と高く、特に就労している母親の貧困率が高いことが特徴です。

子どもの貧困は、所得が低いことで、衣食住や学習など、子どもが健康に生まれ育ち・学ぶための資源を得られない他、支援サービスへのアクセス・友人や家族とのコミュニケーション・社会参加などが十分得られない社会的排除の問題もあります。また教育格差と経済格差は強く関係しており、親世代からの貧困の連鎖が既に起きています。経済的な理由で高等教育へ進学できず、非正規労働に就き貧困から抜け出せないまま親になって次の世代に貧困が引き継がれています。児童扶養手当など社会保障が不十分とも指摘されています。

「子どもの貧困対策推進法」（2013年）の成立以降、様々な対策が行われていますが、子どもの生活や教育支援、親の就労支援の他、雇用形態や社会保障の仕組みなど構造的なアプローチを含め、様々な角度から貧困の連鎖を断ち切る必要があります。

## ●子どもへの暴力

児童相談所での児童虐待相談対応件数は、2019年度で過去最多の19万件<sup>\*4</sup>、一貫して増加しており、家庭内での児童虐待による痛ましい死亡事件も起きています。親がしつけを理由に体罰を行うことが多いことから、「児童虐待の防止等に関する法律」（2000年）の2019年の改正では、体罰の禁止が明文化され、また児童相談所の介入機能強化なども明記されましたが、まだ子どもの保護など対応における課題が残っています。

また、いじめの認知（発生）件数は、「いじめ防止対策推進法」ができた2013年の18.5万件から年々増加し2019年で約61.2万件へ3倍以上になっています<sup>\*5</sup>。さらに、学校での教職員等による体罰は、学校教育法11条で禁止されていますが、まだ起きており、実態把握調査で分かったものだけで、2019年度では635校で695件発生、被害を受けた児童生徒数は1,244人でした<sup>\*6</sup>。

このように、おとなと子ども、また子ども同士の間で、あらゆる形態の暴力が起きており、これらのデータは、子ども自身が被害を訴えることが難しい状況にあることを考えると、氷山の一角と言えます。家庭・学校・地域などで、子ども自身が、安心して相談や助けを求めることができ、安全に保護される仕組みや体制づくりが求められていると共に、子どもへの暴力が起きないように、子どもの権利教育の普及などを含む予防的なたとくりくみが必要です。

## ●子どもの参加・意見表明

18歳選挙権（2016年より実施）や18歳成人（2022年より実施）などを受けて、18歳より前から子ども自身が考え、意見を表明する機会をつくる必要性が高まっています。自治体においても「子ども参加によるまちづくり」に関心が集まり、自治体の政策や計画等において子どもの権利が保障されるための、子どもに関する条例を制定し（2021年7月時点で52自治体<sup>\*7</sup>）、また子どもの意見を政策に生かすための「子ども会議」を設置している自治体もあります。しかし、子どもが政策決定過程に参画し、意見表明できるものとして機能しているケースは多くないようです。

また上記の内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」では、「社会をより良くするため、私は社会の問題の解決に関与したい」と回答した若者は、他の6か国（全て56%以上）の中で、日本は最も低く42.3%でした。子ども・若者が日常的に社会の一員として扱われていなければ、社会課題の解決に関わりたい・関わると、思うことは難しいのではないのでしょうか。

このように、子どもたちを取り巻く環境には、子どもの権利が保障されない様々な課題があると言えます。そしてより根本的な問題は、このような課題について法律がばらばらに作られ、縦割り行政で対応しているため、子どもが抱える課題に対して包括的なとりくみがされず解決されない、逆に子どもの権利が侵害される、といったケースが起きてしまっていることです。

さまざまな課題解決のとりくみを進めるには、そのベースとなる「子どもの権利」の視点から幅広い視野で考え対応していく必要があること、子どもの権利を保障するのはおとな、社会の責任であることを含めた総合的な法律が必要です。このことは、国連・子どもの権利委員会からも提言されています。日本は子どもの権利条約に批准した際、子どもの権利に関する法律（以下、子ども基本法）が必要であると市民団体等からも提言されましたが、日本政府は既存の法律で対応できると考え制定しませんでした。

- ※1 内閣府、我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（平成30年度）、  
<https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/ishiki/h30/pdf-index.html>
- ※2 国立青少年教育振興機構、「高校生の生活と意識に関する調査」における国際比較（平成27年8月）  
[http://www.niye.go.jp/kenkyu\\_houkoku/contents/detail/i/98/](http://www.niye.go.jp/kenkyu_houkoku/contents/detail/i/98/)
- ※3 厚生労働省自殺対策推進室、警察庁生活安全局生活安全企画課、「令和2年中における自殺の状況」（令和2年3月16日）、  
[https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/jisatsu/R03/R02\\_jisatuno\\_joukyou.pdf](https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/jisatsu/R03/R02_jisatuno_joukyou.pdf)
- ※4 厚生労働省、「令和元年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数」、  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000696156.pdf>
- ※5 文部科学省初等中等教育局児童生徒課、「令和元年 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」、  
[https://www.mext.go.jp/content/20201015-mext\\_jidou02-100002753\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20201015-mext_jidou02-100002753_01.pdf)
- ※6 文部科学省、体罰の実態把握について（令和元年度）、  
[https://www.mext.go.jp/content/20201222-mxt\\_syoto01-000011607\\_33.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20201222-mxt_syoto01-000011607_33.pdf)
- ※7 子どもの権利条約総合研究所、「子どもの権利に関する総合条例一覧」、  
[https://www.mext.go.jp/content/20201222-mxt\\_syoto01-000011607\\_33.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20201222-mxt_syoto01-000011607_33.pdf)
- ※8 広げよう！子どもの権利条約キャンペーン、「今こそ『子どもに関する基本法』の制定を！～広げよう！子どもの権利条約キャンペーン提言～」(2021年4月22日)、  
[https://crc-campaignjapan.org/wpCRCCp/wp-content/uploads/2021/04/CRC\\_proposal\\_20210422.pdf](https://crc-campaignjapan.org/wpCRCCp/wp-content/uploads/2021/04/CRC_proposal_20210422.pdf)

### 3 キャンペーンによる子ども基本法の制定に向けた提言書について

このような状況から、キャンペーンでは、2020年から子どもの権利に関する総合的で包括的な政策や法律ができることをめざして活動を続けてきました。最近では、国政において子どもに関する新たな省庁の創設に関する議論が進められており、子ども政策の一元化など子どもに関する政策への関心が高まっています。そのためこの機会を捉えて、国会議員・省庁関係者・メディア・市民団体等を対象にした院内集会を開催し、また共同声明や提言書を発表して、広く市民社会へ共有すると共に、行政への働きかけ等の活動を行っています。

そこで、ここでは提言書「今こそ『子どもに関する基本法』の制定を！～広げよう！子どもの権利条約キャンペーン提言～」の概要をご紹介します。本提言は、子どもの権利条約に書かれた子どもの権利が社会で実現されるために必要だと思うことを、子どもたちに意見を募りながら、第2次案としてまとめました。そして、この提言内容を実現するために「子ども基本法」をつくる必要があると考えています。内容は、6つの柱と、15項目の具体的な提案をしています。一部内容を省略していますので、全文はキャンペーンのウェブサイトをご覧ください。<sup>※8</sup>

## 「今こそ『子どもに関する基本法』の制定を！

～広げよう！子どもの権利条約キャンペーン提言～

子どもの権利条約を実現し、「子どもに関する基本法」の制定にむけての提言

### 1. 子どもの権利条約を日本および世界の中で広める。

- ① 子どもからおとなまで、みんなが子どもの権利条約を知り、毎日の生活の中で活かすようにすること。
- ② とくに、子どもたち自身が子どもの権利条約について知り、学ぶことができるようにすること。  
また、子どもに接する親をはじめとするおとなが、子どもにはおとなと同じように権利があり、子どもならではの権利もあるということをきちんと理解できるようにすること。  
そのため、保育園・幼稚園、学校、学校以外の子どもたちの居場所（塾、フリースクールなど）、子どもたちが暮らす施設などで、子どもとおとなの両方に子どもの権利条約について知らせていくこと。

### 2. 子どもを誰ひとりとして取り残さない。

- ③ 子どもに対するさまざまな差別をなくすためのとりくみをすすめること。  
－子どもに対する差別には、「子どもだから～」「子どものくせに」などと決めつけることなども含まれる。
- ④ すべての子どもが、学校だけでなく学校外でも、その状況に応じた十分な教育を受けられるようにすること。
- ⑤ 子どもの権利をうばわれ、とくに大変な状況の子どもたちを支えるためのとりくみを積極的におこなうこと。

### 3. 子どもへの暴力をぜったいにゆるさない社会をつくる。

- ⑥ あらゆる形の子どもへの暴力をなくすために取り組むこと。  
－子どもへの暴力には、虐待、体罰、暴言、子どもの気持ちを考えない不適切な指導、いじめ、いやがらせ、無視、子どもが不快に感じるいやらしい行為など、いろいろなものが含まれる。
- ⑦ 子どもは、あらゆる形の暴力を受けない権利を持っていて、暴力を受けたときには助けを求めることができる、子どもたちに積極的に知らせていくこと。そして、何かあれば相談したり、すぐにSNSや電話で助けを求めたりできるようなしくみをつくること。
- ⑧ 安心・安全な「居場所」を子どもの身近なところにたくさんつくること。

### 4. 子どもの声を聴き、子どもとともに行動していく。

- ⑨ 子どもには、自分の気持ちや意見を周りに伝えたり、グループをつくったり、社会に参加したりする力と権利があることを子どもとおとなの両方が理解し、子ども自身が力を発揮できるようにするためのしくみをつくっていくこと。

⑩子どもの声を聴くしくみを活かすために、子どもが声を出しやすいようなしくみや環境、雰囲気をつくったり、子どもが意見を言うための支援をしたりすること。

## 5. 子どもの権利が守られているかどうかを確認するしくみをつくる。

⑪今ある法律や政策で日本に住んでいるすべての子どもたちの権利が守られているかどうか、政府とは違う立場で子どもの意見を聴きながら監視（チェック）する公的な機関をつくること。

—このような機関は、政治には影響されずに子どもの視点から行動し、子どもの権利が守られていないときは、法律、政策、しくみなどを変えるよう、政府や国会に対して意見を言う。

⑫権利を守られていない子どもが安心して助けを求められる環境・雰囲気・しくみをつくること。そのために、子どもが出したSOSをしっかりと受け止め、その解決方法を子どもといっしょに考えて行動するための独立した公的機関を、都道府県や市区町村でもつくること。

## 6. 法律や政策、条例などのつくり方を変える。

⑬本当に役に立つ法律や政策をつくるため、日本に住んでいるすべての子どもの権利がきちんと守られているかどうか、さまざまな情報やデータを集めること。また、子どもたちや市民も現実を踏まえた議論ができるよう、集めた情報やデータはきちんと公開すること（ただし、子どものプライバシーが守られるように注意しながら）。

⑭子どもに関係する法律や政策は、子どもの権利条約に基づいて、幅広い年齢層の子どもやさまざまな状況で暮らす子どもからしっかり意見を聴きながらつくること。そして、その法律や政策をつくることで子どもの権利がどのように守られることになるか、法律や政策の案を発表するときにきちんと説明すること。

⑮国・都道府県・市区町村などの行政や関係機関は、子どもたちも含む市民や団体と協力しながら、子どもの権利を守るためのとりくみをすすめていくこと。

上記の1～6を実現するためにも、子どもの権利条約に基づいて「子ども基本法」を制定することを提言します。



▲ 4/22 院内集会での子どもたちの発表の様子

## 子どもたちの声

この提言書を発表した院内集会（キャンペーン実行委員会主催、2021年4月22日）に登壇した子どもたちの意見も一部ご紹介します。

- 子どもの権利条約を日本および世界の中で広めるために、おとな、子ども、社会に対してアクションを提案したいです。子どもはおとなから大きな影響を受けるから。自分の権利を知ると、「自分にもできるんだ」と思えると生活しやすくなるし、虐待など受けた時に声をあげられます。「子どもなのにすごいね」「子どもだからできないよ」という声が少なくなり、子どもの尊厳が守られる社会になってほしいです。（小学6年生）
- 生きづらさを感じている子どもたちのほとんどはその原因を自分のせいにしてしまっています。お金のことや、親のこと、これらは本来子どもの力ではどうすることもできない問題です。しかし、多くの子どもたちが、自分のせいで自分を含めた周りが辛い思いをしている、自分はダメな存在なんだ、と自己嫌悪に陥り、自信を無くしてしまっています。そんな子どもたちに、自分が感じている生きづらさは決して子ども自身のせいではないということを伝えたいです。そのためには、子どもたちをそばで支えるおとなの存在が必要不可欠です。  
国会議員の皆さん、どうか政府として、子どもたちに、自分たちは守られているということを示してください。社会全体でこのようなメッセージを発信していくことで、子どもたちは少しずつでも希望を取り戻していくことができるのです。（高校3年生）
- 私は特にこの「参加する権利」がいちばん最初に守られるべき軸なのではないかと思います。なぜなら、この権利が守られなければ、いくら子ども自身が「守られる権利」や「恐怖にさらされずに生きる権利や育つ権利」があるということを知っていたとしても、「参加する権利」を知らなければ暴力やいじめなどを受けたときに抵抗することができないからです。（中学3年生）

キャンペーンでは、今後も子どもの意見を聴きながら、提言書を最終化し公開する予定です。子どもの権利条約の実現、そして「子ども基本法」の制定を求める個人や団体と連携しながら、この提言を広く社会に発信し、この提言をもとにしたとりくみをすすめるよう働きかけていきます。子どもたちのための政策やとりくみが少しでもより良くなるために、市民社会も協働して、声をあげて行動していくことが求められています。



# 「コロナ禍」のなかで 活かされたひとり親家庭当事者団体の活動

特定非営利活動法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福島

理事長 遠野 馨

## 1 しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福島について

私達の団体は、1996年福島県郡山市に住む母子家庭の当事者が集まって任意団体として発足、2006年に「しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福島」に名称変更し、2007年に特定非営利活動法人として認可され、福島県内に住むひとり親家庭の親子への支援活動を行ってきた。ひとり親家庭の支援としては、ひとり親家庭への支援をサポートしてくれるサポーターを養成するための「サポーター養成講座」の開催、地域で孤立している母子家庭のための「おしゃべり会」の開催や相談会なども定期的に行ってきた。

主な活動については以下の通り。

1. 女性の悩み・子育て・離婚に関する相談
2. 子育て講座の開催や子どもに関する支援（子どもの居場所の運営）
3. 会報発行
4. 物資の支援
5. おしゃべり茶話会の開催（県内各地）
6. 野外体験活動

ひとり親家庭の親子が困難な状況を乗り越え、健やかで安心・安全な暮らしを築き、子どもと共に心豊かに前向きに生きていけるよう、みんなでサポートしながら活動の輪を広げている。

## 2 東日本大震災後の支援活動

2011年3月におきた福島第一原子力発電所爆破事故を機に、当団体は県内で1番大きな避難所となった郡山市内の避難所での支援を皮切りに避難者支援活動を継続的に行ってきた。避難所の中では避難してきた女性が安心して過ごす事ができる「女性専用スペース」の運営を行い、下着や化粧品、生理用品などの配布を行うと同時に相談を受けるなどの対応も行った。避難所が閉鎖された後は仮設住宅の集会所などをお借りし、手仕事ワークショップを開催した。また仮設住宅などに住む高齢者の孤立化を防ぐために、放射能の線量の低い土地をお借りして「農作業体験」なども行っている。農作業体験は富岡町、双葉町、大熊町、浪江町など避難元地域に限定を設けず多くの方々にご参加いただいている。2012年からは郡山市内にセンターを設置し、被災女性の支援として手仕事ワークショップを開催し商品を県内外で販売するとともに、女性たちや子どもたちのための相談会も定期的に行った。このほかにも、放射能の影響により外遊びができない子どもたちのための「子育て広場」を開催し、広場では母親から相談をうけ精神的なサポートも行った。

郡山市は原発事故がおきた地域に比べれば放射線量は少なく身体の影響は少ないと言われていたが、事故直後から子ども達は屋外での活動や外遊びを制限され屋内の限られた空間での生活を強いられることが多かった。経済的・時間的に余裕のない母子家庭の親子は県外への一時避難もできずにストレスを抱え生活をしていた。当団体は、東洋大学の協力を得て、2011年から県外へ2泊3日の保養合宿（レスパイト）を行ってきた。当初は内部被ばくを減らすための活動となっていたが、徐々に活動は子ども達が自分の居場所を感じ、生きていることが楽しいと感じる事ができる、かけがえのない自分の成長のための活動へと変化をしている。DV被害者の母を持つ子どもは面前DVの被害者でもある。幼少期に面前DVの被害を受けた子どもは自己肯定感が低く自分に自信を持てずに成長してしまう。夏のレスパイトに参加しさまざまな体験や交流を通し、自分自身に自信を持つことで少しずつ自己肯定感への回復へと繋がっている。

### 3 「コロナ禍」での支援活動

福島県内のひとり親世帯は2万941世帯（昨年6月時点）で、うち7割の約1万5000世帯がひとり親家庭への経済的支援である児童扶養手当を受給している。特に近年新型コロナウイルス感染拡大の影響で、母子家庭などのひとり親世帯が生活苦を強いられている。当団体に寄せられた悲痛な声は、この1年間で前年の5倍となった。県内に住む母子家庭はもともと非正規雇用の母子家庭も多く、ダブルワークやトリプルワークなどで働いている方も多い。母子家庭の母親は、多くが子育てと仕事を1人で背負っており、時間に拘束されにくい非正規雇用を選ぶ傾向にある。このため、雇い先が業績不振に陥れば「調整弁」として職を失いやすい。生活費は自分の収入を充てている世帯がほとんどで、元夫からの養育費を貰っていない母子家庭は全体の8割。母子家庭の中には、1人で7人のお子さんを育てている家庭もある。「掛け持ちしていた飲食店、ホテルの仕事がなくなりアルバイト勤務となったが、こちらもシフトが削られた。月の収入は10万円ほどで食べ盛りの子どもの十分な食事が与えられない」「雇い止めに遭い生活は苦しくなるばかり。電気、ガス、水道すべて止められて風呂にも入れない」「緊急小口資金などの支援を受けたくて行政の窓口相談に行ったが窓口で親戚に借りられなかったら来い!と言われて死ぬしかない絶望を感じた」など、深刻な相談が寄せられている。

団体が行っている支援の中に食料などの支援を行う物資の支援があるが、支援物資の申込件数も2019年度は約200件だったが、20年度は約1000件と5倍に跳ね上がった。今年4月は約60件、5月も約100件とハイペースが続いている。

その結果、子ども達が置かれている状況も深刻な状況となっている。中通り地方の町で小学校低学年の息子と2人で暮らす40歳代の女性は、昨夏まで保険会社の営業として働いていた。だが、訪問先から「もう来なくてくれ」と断られるなど仕事がうまくいかなくなり、退職に追い込まれた。今も無職のままである。元夫から養育費などの支援はなく、今年3月で雇用保険の受給期間は切れ、4月からは児童扶養手当や支援でもらった食料などで生活している。以前は息子だけにおかずを用意し、自分にご飯だけという食事もあったが「ママが食べないなら僕も食べない」と言い出したため、一緒におかずもとるようにしている。買い物量を減らして光熱費も節約し、何とか家賃を滞納せずにいるが、これからも払い続けていけるか不安を感じている。

狭い町で暮らしているため行政の窓口には知り合いもいて相談に行きにくい。生活が苦しい家だと知られると、まわりの目が怖い。国で出している制度や政策は地方の暮らしを考えていないものが多い。そのため地方で暮らす母子家庭は生活困窮状態が続いている。地域の実情に応じて誰も取りこぼさない支援制度を設計してほしいと日々感じている。当団体もできる限りの支援をしているが、活動資金となる企業や個人からの寄付は減少し、いつまで支援を続けられるかが心配な状況が続いている。

団体では子どもの居場所の運営も行ってきた。子どもたちの学童保育が十分に保障されない土曜日を中心に食事つき学習支援をおこなっている。「こぶたのぼっけ」と呼んでいるこの活動は、可能な限り開催して親子の支援をしている。現在の参加者はコロナウイルス感染防止のため利用者を制限して開催している。

## 4 今後の活動について

「コロナ禍」で生活困窮状態の母子家庭が増えている。年末に向けて相談件数も増えていく事が予想される。苦しくても声を上げることができない家庭も多い。食糧支援や電話での相談、訪問支援、同行支援などを行う予定である。ひとり親家庭の親子が心穏やかに前向きに生きていけるよう。子ども達が夢をもち、色々な経験を通して成長していけるように寄り添いながら今後も支援活動を続けていきたいと思う。

（ 日教組からの支援金は、食糧支援の際の食料の購入等に使用しています。御支援を頂きましてありがとうございました。 ）

### < 「コロナ禍」の中ですすめた継続的な学生との交流 >

2019年度末の段階では、東日本大震災子ども支援ネットワークの年度末活動が東京でできないことへの影響で終わると考えていた。だから、私たちは2020年度も2021年度もいつも福島の子どもたちへの支援をどのように具体化するかということを考えて、オンラインでしか行えないゼミのなかでも、「コロナ禍」の東京と福島の置かれている状況を調べ、大学の許可がどのような状態なら出るのが、また福島の子どもたちがどのような状況なら安心して参加できるのか、それはどのような企画なのかということは何十回も計画、予算案、交通手段や宿泊、活動場所の交渉など行ってきた。結果としては2019年度末から対面の活動はできないでいる。

だからこそそんなのできないといっていた福島の子どもたちとスタッフのみなさんを激励し、システムの構築を一緒におこないながら、2020年の夏には「コロナ禍」でもできる活動として、オンライン学習支援・子どもたちとの遊びを行うことができるようになった。この活動は、2020年度はまだ福島県内での移動が可能であったため、オンラインで子どもたちの農作業体験を応援することにチャレンジし、そのあとは、受験生や小学生・中学生の「夏休みの宿題、わからない箇所を一緒に解くこと」などの支援を行った。また、小学生とのマンカラでの遊びやクイズなどさまざまなレクリエーションも行われた。この活動をやってみることで、また福島県内の学校などでもオンラインでの学習が始まることによってオンラインを使うことに抵抗感が弱まり、子どもたちと学生の間で、むしろオンラインで活動する自信がついたともいえる。ICTを使うことになれていない子どもたちはきっとオンラインでの学習支援や遊びなど想像もつかなかったのだろうと思う。学校でICTを使った教育が始まって経

験があることで受け身になることがなかったとも言える。学生たちと現地のスタッフで個人用の参考書なども用意し、そうしたことも意欲につながったのではないかと思う。「こぶたのぼっけ」は、おいしい手作り食事の提供がなされ、安心して集うことができる。ここでスタッフに支えられると同時に、自分の夢を実現する学力をつけたり、楽しい時間を共有することができ、私たちがその一翼を担うことができた。2021年もこの活動は継続的に行っており、森田ゼミの学生と子どもたちとの関わりの場ともなっている。

参加した学生からの感想として、「新型コロナウイルス感染症の影響で子どもたちと関わる機会が少なかったので、学習支援を通して関わる事ができてよかった。」「子どもの一人が宿題を進めることができたと言っており、少しでも役に立てたと感じてうれしかった。」などの声を頂けた。また、子どもたちからは、「宿題でわからないところを一緒に解いてくれてわかりやすい」「一緒に遊ぶのが楽しい」などの声が出ていた。

対面での活動が制限されている中で、オンライン上での活動というものは、通信環境や通信機器が整備され、参加者のお互いの気持ちがつながっていれば継続的に行うことができる活動なのだと感じた。逆を返せば通信環境が揃っていない家庭には、オンライン設備を整えられるように支援していく必要性がでてくるのではないかと感じられた。継続的に支援を行うためにさまざまな方法を用いてこれからも活動を続けていくことが大切であると実感した。しんぐるまざーず・ふぉーらむ福島の子どもたちにとって、より良い活動にするために、子どもたちがしたい事を聴き、子どもたち主体に活動していくための方法を探していくことが重要である。「クイズ大会・じゃんけん大会・この絵はなんでしょう」など子どもたちがやりたいことをできるようにするための工夫を考えていく必要がある。

このオンライン上での活動が、新型コロナウイルス感染症が終息して対面で行えるようになった際の、一つの重要な子どもたちと学生のつながりになるのではないかと考えている。継続的なつながりをもち、今までの支援の形を変えて続けることが、支援を行う上で大切であるのだと感じた。これからもオンライン学習支援を通して、子どもたちとのつながりを大切にして、子どもたちがより積極的に参加できる活動にしていきたい。

(東洋大学森田明美ゼミ長 下田昂輝)



▲食糧支援時の様子



▲夏のレスパイトの様子



▲東洋大学学生とのオンライン交流



## ①子ども達の

# 居場所作り・自己実現・仲間作りの活動

加賀おや子劇場

### 子どもの権利条約 31 条

1. 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
2. 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。



### 年齢に応じた継続した活動（遊び）の中でお互いに成長しあっていく

いつもこの「子どもの権利条約 31 条」を念頭に話し合いをしています。

その結果、子ども達の居場所づくりや仲間づくりは子どもの成長に合わせて継続して活動（遊び）していくことが大事だと考えています。

小学校3、4年生の子ども達は、「パジャマパーティ」と銘うって、事前に何回か集まり、4年生が司会をし当日のスケジュール、食事のメニュー、遊びについて話し合い、実行していきます。初めて親元を離れての宿泊活動で、他の活動と同様20年以上継続しています。この活動が5、6年生になって、たくさんの市民を対象にした一大イベントである「劇場まつり」での「お化け屋敷」を企画することや、キャンプの活動に繋がっています。さらに中高生になって、主催者としてのキャンプやいらすの森（コミュニケーションワークショップ）の企画、実行などの運営に繋がっていきます。

どの活動も大人は見守るというスタンスで、口や手を出さないようにします。継続した活動を通して子ども達が、成長していく様子がよくわかります。小学生のうち、自分達が楽しむことだけで動いていた子ども達が、高校生になると小学生を楽しませるために遊びを考えたり、仲間に入れたい子どもに心くだいて、話し相手になり仲間に入れる手助けをしたりと年下の子ども達のために動く姿に感心します。小学生のころに自分達がしてもらったことの体験が、これらに繋がっていると思います。小中学生達から「あこがれの存在で、自分もあになりたいと思っている」という言葉をよく聞きます。このことがモチベーションに繋がっています。

キャンプにおける危険への注意喚起、班分け、テントたての講習、火おこしや食事作りの指導は一朝一夕ではできません。継続した体験、経験によって学んでいきます。大人の私達より熟知している

のではと思うことがあるくらいです。また、異年齢の子ども達全員での遊びも、全員が楽しく参加できるようにその時代に合った遊びを考え様々な工夫をしています。大人に見られる「一方的な指導」はもちろんありません。年齢が近いお兄ちゃん、お姉ちゃんのいうことには、反抗期の子ども達も素直に耳を傾けるということをこれらの活動を見ていて感じます。自分達がついこの間通ってきた道ということで、小中学生の気持ちがよくわかるそうです。これまでキャンプなど様々な活動を経験してきた大学生の参加もあり、先輩たちからそういったスキルを学びとっています。

先頭にたって集団を引っ張っていく人、遊びを考えだしその準備をする人、小中学生に寄り添い優しく話を聞いている人、約束を破った子どもに対して時には厳しい注意をする人など、それぞれが自分のできることを通して他者を認め合っています。それぞれがやりがいを見つけ、自分に合った形で自己実現の場所としています。他人から認められ頼りにされることに喜びやりがいを感じているようです。

そして1年の最後に、「いらずの森」で他市の子ども達と一緒にコミュニケーションワークショップで、劇作りに取り組んで発表し合います。ただ今年は残念ながらこのいらずの森がコロナウィルスの影響で延期せざるをえなくなり、8月の夏休みにすることとなりました。

「いらずの森」は1995年から続いている劇場ならではの大切な子ども達の活動です。異年齢の集団で2泊3日かけて様々なコミュニケーションワークを通して、最後には班ごとに分かれ、ひとつの劇を作り発表し合う活動です。年を重ねるごとに劇のクオリティーもあがっていますが、そのことよりも子ども達が楽しそうに取り組む姿を仕上げている姿に感心します。

## 年間の活動

### 5月 新高校生を迎えての歓迎会



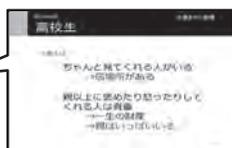
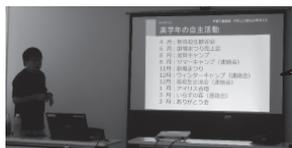
- ・自己紹介
- ・年間計画
- ・担当・規則などを決める



自分の子どもも大きくなったら是非参加させたい

### 6月 高学年の活動についてプレゼン

幼児や低学年などの子どもの保護者に、年間活動計画や続けていてよかったことや大変だったことを伝える



- ・いろんなことを教えやり方してくれた場所
- ・トイレ掃除の ・子供との遊び方 ・人との関わり方
- ・一言で言えない大切なこと
- ・そして何より本気でぶつかり合える仲間ができたこと  
(決して諦めないで、本気で話し合える仲間)

### 8月 高学年キャンプ (山中県民の森キャンプ場)



テントのたて方を教えます



小学生は初めてテントたてに悪戦苦闘



火おこし



8月 高学年キャンプ (山中県民の森キャンプ場)



キャンプファイヤー



全員で遊ぶ  
(ゲームなど一人遊び類の器具は持ち込み禁止)

工夫を凝らし大勢で  
楽しめる遊びを  
考えます



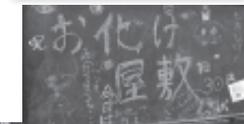
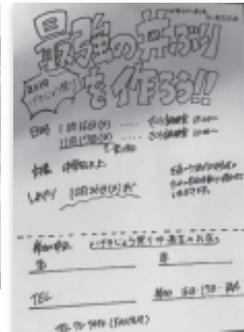
8月 県内高学年サマーキャンプ (羽咋市所司原キャンプ場)



大自然の中、  
異年齢で男女一緒に思いっきり遊ぶ



11月 劇場まつり参加 (加賀市交流センターさくら)



中高生の丼ぶり  
前日夜に準備して当日販売  
大盛況でした

小学5・6年生の  
お化け屋敷

## 12月 高校生交流会 (小松市大杉みどりの里)



受験の話、将来の仕事の話、高校生同士でいろいろ情報交換を。  
仲良く夕飯のカレー作り



## 12月 ウィンターキャンプ (小松市大杉みどりの里)



例年よりも子ども達とたくさん遊んだ  
気がします。若いっていいね。かわいい。  
プレゼント交換で、それぞれいいペアで  
交換していたなーと思いました。(高2)

いつ行っても優しく話したり遊  
んだりしてくれる人が沢山い  
て、今回も「やっぱり来て良かっ  
たな」と思いました。(小4)



みんなでおいにごっこしたり  
ドッチができて楽しかったです。  
部屋でもみんなでゲームしたりで  
きて楽しかったです。  
来年も行きたいです。(中1)



毎年恒例の雪遊びが今年は雪がないため、行えず非常に残念で  
した。ウィンターキャンプは何回も来ていて楽しいのできてい  
るのですが今回もとても楽しかったです。体育館でみんなで遊  
んだり同じ部屋の友達と夜遅くまで遊んだり!!プレゼント交換  
もあって最高です。本当にめちゃくちゃ楽しかったです。(中2)

毎年恒例の雪遊びが今年は雪がな  
いため、行えず非常に残念だっ  
た。でもプレゼント交換がおもしろ  
かった。(小6)

## 1月 あいりす合宿 (加賀市セミナーハウスあいりす)



事前に作った班ごとに、メニューを考え、買い出し、夕食作り



夜は、宝さがしゲームで  
集めたカードで単語連結ゲーム。  
長〜い言葉を考えてます!(^^)!  
いくつできるか?



- ①炊き込みご飯2種(+豚汁、サラダ)
- ②カレーライス(+サラダ、フライ物)
- ③オムライス(+手作りアイス)



土鍋でぶりの炊き込みご飯

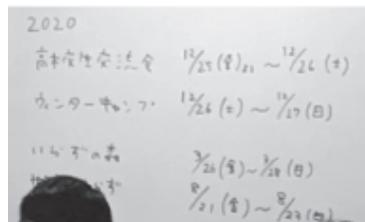
本来は、これらの活動は3月の「いらすの森」に繋げていくための活動でもあったのですが、今年度は残念ながらコロナウィルスの影響で延期となりました。

## 3月 スキルアップ合宿 (小松市みどりの里)

コロナウィルスの影響で延期となった「いらすの森」の代わりに急遽、自主的に大学生たちだけが集まり、延期の「いらすの森」などでの自分達の関わり方等や、今問題のSNSの使い方等の問題提起をし、話し合いを持ちました。また延期の日程、場所確保、次年度の活動予定などについて話し合いをしました。



子ども達の SNS の使い方は、  
注意をしなければいけない、、、  
個人情報の写真をネットに  
載せてしまっていることがある、、、  
話を聞いて  
注意していかなければいけない。等





## ② 人権を語り合う中学生交流集会'19

### 人権を語り合う中学生交流集会運営委員会

#### 1 目的

中学生が学校の枠を越えて、人権をテーマに集い、学び、交流することを通して、自己の表現力やリーダーとしての能力を高めるなかで、中学生自身が本集会を企画・運営するとともに、各校においても人権活動のリーダーとなることを目的とする。

#### 2 これまでの経緯

本集会は、1996年に当時の学習会（同和対象 地区学習会）に参加する生徒たちが、自分たちだけの活動ではなく、広く他の学習会に参加する生徒たちと同和問題について話し合いたいという思いから、近隣の中学校4校での語り合いの学習からスタートした。年々参加校も増え、徳島県外からも本集会に参加するようになり、2016年からは県外からの参加者数が県内より多くなった。2019年度で24回目の集会となった。

#### 3 交流集会運営について

##### ①運営委員会

徳島県内参加校の人権教育主事を中心に、本集会の趣旨に賛同していただいている教員によって運営委員会を開き、日程・予算等を話し合っている。本大会に向けてのスケジュールで、各中学校の行事や参加を希望している生徒個々の日程に合わせることは困難であるが、できるだけ多くの生徒・教職員が参加できるように調整し、事務局を中心として実行委員会の案内を行っている。



##### ②実行委員会

第1回の実行委員会は、運営委員会（教職員）主導で本集会の趣旨、日程を説明し、本集会の実行委員長（生徒）を募集する。第2回実行委員会では、実行委員長候補が本年の集会をどのようにしていきたいのか自らの考えを述べた後、実行委員長、役員を選出を行う。第2回以降は、実行委員長が中心となって会の運営を行い、本大会のキャッチフレーズやポスター原画の選出を行ったり、人権をテーマにした意見（作文）発表の後、意見交換や思いを語り合ったりする。今年度の実行委員会は次のような内容であった。

●第1回実行委員会

日時 4月27日(土) 13:30～16:30  
場所 板野町 町民ふれあいプラザ 大会議室  
参加者 8団体 40人(生徒27人、教員等13人)  
内容 ・中学生集会について説明  
・これからの取組について

●第2回実行委員会

日時 5月11日(土) 13:30～16:30  
場所 藍住町 藍住中学校 多目的室  
参加者 7団体 48人(生徒35人、教員等13人)  
内容 ・中学生集会に向けて  
・実行委員長・副委員長の選出  
・キャッチフレーズ案の選定(応募総数 キャッチフレーズ33点)  
・これからの取組について(本大会での役割)

●第3回実行委員会

日時 6月8日(土) 13:30～16:30  
場所 板野町 町民ふれあいプラザ 大会議室  
参加者 9団体 51人(生徒39人、教員等12人)  
内容 ・ポスター原画・キャッチフレーズの選出  
(応募総数 ポスター18点、キャッチフレーズ4候補から選出)  
・本大会での役割分担  
・作文発表を受けての語り合い

●第4回実行委員会

日時 7月13日(土) 13:30～16:30  
場所 鳴門市 人権福祉センター大会議室  
参加者 8団体 54人(生徒41人、教員等13人)  
内容 ・本大会の進行マニュアルについて確認  
・作文発表を受けての語り合い

●リハーサル

日時 7月27日(土) 13:00～15:00  
場所 鳴門市 人権福祉センター大会議室  
参加者 8団体 60人(生徒48人、教員等12人)  
内容 ・進行マニュアルに従って本大会のリハーサル  
・本大会に向けて思いを語り合う

### ③交流会

本大会前日、リハーサル後に県外生参加の交流会を行った。鳥取県から中学生 21 人、福井県から中学生 12 人の参加があった。本県のリハーサル参加者も参加し、レクリエーションなどを通して緊張をほぐしたあと場所を変えて夕食会に臨んだ。レクリエーションの班ごとに席についてもらったので、自然と会話が弾んでいった。最後には実行委員長の司会のもと、学校ごとに前に立って、明日の本大会に向けての意気込みなどを発表した。

### ④本大会講演・午前の部

本大会は、徳島県内8校、徳島県外（香川県・福井県・鳥取県）11校の19団体（教員だけの参加も含む）、中学生153人、高校生・大学生、教員等65人の218人の参加があった。講演では、中学生交流集会OB・OG3人によるパネルディスカッションを行った。3人は、中・高生人権交流集会でも実行委員として活躍した面々で、これまでの人権交流集会の内容や人権交流集会に参加した経緯、周囲からの反応や家族関係の話など思いを語った。中学校時代の人権学習が今の自分とどうつながっているかや、自分の中にある葛藤なども話してくれた。そして、この内容をもとに、質疑応答を行う形で会を進めていった。

### ⑤本大会 午後の部Ⅰ・Ⅱ

午後は2部形式で、生徒の意見発表を軸に語り合いを進めていった。Ⅰ・Ⅱ合わせて6本の意見発表を行った。Ⅰでは部落差別について、学習会について、いじめられた経験と感じて欲しいこと、Ⅱでは「ヲタク」と言われることや家族への思いについて、学校での支援についての発表があった。発表者の思いを受けて、参加者から次々と意見や共感の言葉が出された。Ⅰでは、徳島県の標語「知ろう、考えよう、なくそう部落差別」を見たという発言を受けて、正しく知ることの大切さと、考えていく意識について等の意見や発言があった。また、県外で行われている「学習会」についての報告もあった。Ⅱでは、「ヲタク」と言われることに対する発言もあり、活発な議論となった。

### ⑥報告書作成

本大会の内容を報告書にまとめ、参加者全員に配布することを目的としている。文章中の表現にはできるだけ手を加えず、誤字・脱字の修正、文章表現の曖昧さの訂正にとどめ、本大会に参加した臨場感が伝わるように作成している。本年度は、価格の高騰に伴い、製本に時間がかかり、年明けに届けることになった。

## 4 2019年度生徒感想（抜粋）

### ●中学校3年

僕はこの交流集会に参加してよかったと思っています。なぜなら、この集会がきっかけとなって友達ができただからです。また、お互いの意見や考えを言い合うことができたからです。僕が一番印象に残っているのは午後の部です。特に自分の意見を言ったり、他の人の意見に反対したり質問したりしたこと。僕自身もいろいろな人の意見に同意したり、

納得したり、反対する内容もあり、自分が出した意見に逆に質問されて戸惑ってしまうこともありました。しかし、友達がその質問に答えてくれて納得したと同時に、このような状況で助けてくれる人がいてよかったと思いました。僕はこの交流集会で、困ったとき助けてくれるような友達の大切さを改めて感じることができました。僕は3年生なので、もう中学生交流集会に参加することはできませんが、中・高生の交流集会には、できるだけ参加したいと思っています。

### ●中学校2年

今回、交流会に参加して、みんなが積極的に意見や質問をし、どんどん話し合いが繋がっていったことが大変良かったと思いました。特に、実行委員さんは話の幅が広がるように、多くの方が頑張っていました。その結果、意見に対して深く考える場面があり、僕にとって有意義な時間になりました。学校紹介では、それぞれの学校が今日の交流集会に対する意気込みや校区の紹介をしっかりできていて、すごいなと思いました。あまり他校の生徒とは話せませんでした。みんなが「人権」をテーマに話し合い、心の中に解決に向けてできることをしていこうという気持ちがわいてきました。



また、人権のことだけでなく、多くの人の前で話すことやわかりやすくどう話したらいいかなど、コミュニケーションについても学ぶことができました。ぜひ来年も参加し、いろいろなことを学び、多くの人と話ができればと思います。

### ●中学校3年

人権を語り合う中学生交流集会では、県内や県外の学校の人と、改めて人権のことについて深く考えることができました。私は、今年で参加するのは2年目でした。私が特に心に残ったことは、Aさんのお話です。「障がいがあるにしたって、マナーを守らないのはおかしい。」という意見が出ていて、正直にいうと私もそう思っていました。しかし、Aさんは、発達障がいのある弟の話のことを、泣きながらも話していました。その時私は、差別やいじめは悪いと思っているけど、実際は自分の知らないところでも偏見の目で見ているのかもしれない、その人を傷つけているのかもしれない、と思いました。自分は知らない間に他の人を傷つけているのかもしれない。これからは、自分の行動や言動に気をつけて行動していきます。また、高校生になっても、人権の集會に参加したいと思います。

### ●中学校2年

充実したとても楽しい会になって、本当によかったと思う。僕は実行委員長をしていたが、実行委員長になるということは、良いことだらけだと思った。はじめの方は、やることも考えることも多くとても大変だったし、去年参加したときも、実行委員長の仕事は大変だろうなと思っていた。しかし回数を重ねるごとに、実行委員の仲は深まっていき、ついには学年の差もあまり感じられないほどになっていった。本大会はもちろん、交流会や夕食会もすごく楽しむことができました。しかし、その楽しい中でも、人権の見方がきちんと

入っており、そのことについてしつかりと考えることができました。去年、今年と参加して、とても不思議に思ったことがあります。それは、この場は何でも言えたり受け止めてもらえたりする雰囲気があることだ。とても居心地がいい雰囲気がある。このような会は、この先絶対に必要だと思し、たくさんの人に参加してほしいと思った。今回はこの用紙に書ききれないぐらい、思うことや考えたことが、僕にはある。たくさんの知識をつけさせてくれ、たくさんの友達を作らせてくれたこの会にとっても感謝している。来年ももちろん実行委員長に立候補したいし、たくさんの人がこの気持ちを味わってもらえればいいなと思う。



### ●中学校3年

まずは本大会までの活動や夕食会、交流会など、みんなと関わるのが楽しかったしうれしかったです。本大会では、みんなの意見を聞いて、人権に対する思いが強いことが伝わってきました。私はまだまだ人権意識が低いんだと改めて感じることができました。途中、「障がい」について話題が出て意見が対立したのですが、私は障がい者は好んで不自由になったわけでも「常識」が守れないわけでもないから、特別扱いは良くないというわけでもないと思うし、だからといって「障がい者だから仕方ない」というわけでもないと思います。だから、周りの人が優しく障がい者に教えることが大切なんじゃないかなと思います。私は障がい者の誤った行動を無駄に怒る必要も許す必要もないと思います。また私は、「障がい者」という言葉が嫌いで、なぜ分けるのか不思議で、その区切りや「障がい者」という言葉をなくしていきたいです。よく、「差別がなくなればいいと思います」と言う人がいるのですが、なぜかもやもやしていたのは、その意見は目線が他人事であり、わが事として考えていないからなんだと知ることができました。とてもいい思い出、経験になりました！！

### ●中学校3年

まず午前前で、本当にこの集会に来て良かったなとあらためて感じることができました。前で話して下さったパネリストの方々が、自分の実体験を語りながら、「集会に参加して良かった」と言っている姿はまるで私たちの未来を見ているようでした。最初はなんとなくだったけれど、今思ったらすごくすてきな時間を過ごしていたのだなぁと思いました。来年はもう参加できないけど、OG(?)として見に行きたいです。午後の部では、やはり人の価値観は違うのだなぁと、とても感じました。その違いが話し合いの中でよく見えた気がしました。「ヲタクと言われること」「イジられること」「障がい者といわれること」いろいろなことについて話し合っ、みんながそれぞれの意見をもっていて、嫌な人も嫌じゃない人もいるということをもっと体験できたと思います。最後に近づくにつれ、発表していない人が発表するようになっていたので、それはいいなと思いました。いつかまた、みんなでお話したいなと思います。

## ●中学校2年

同和問題やいじめ、学校での人間関係について、自らの経験を通して素直で熱い意見が出され感動しました。本校の男子生徒も、堂々と自分の思いをたくさん語りました。意見の中に、「私の中学校にもいじめがあり、いじている人たちはいじめられている人に圧力をかけてくる。どのように対応したらよいかわからない」というものがありました。私は、彼がこのように困っていることを初めて知りました。私は、いじている人たちの圧力には一人で立ち向かうのはすごく怖いと思います。私は、これから中学校の人権交流集会に参加した仲間たちと声を掛け合い、彼を支えていかないといけないと思いました。でも子どもだけでは対応が難しいと思うので、先生にも大いに相談して圧力やいじめのない学校にしていきたいです。この人権交流集会に母と祖母が来てくれ、「中学生がいろいろな差別について語り合う大切な場所に来られて良かった」と言っていました。家に帰ってからも交流集会の話をたくさんしました。私の家族の間では「死ぬ」という言葉はいくら場を和ませるような雰囲気や信頼関係のある仲間のうちでも、やはり文字として書き起こすととても怖いし、第三者がこの言葉を聞いたときに言った人のモラルが疑われるので、使わない方が良くということになりました。この人権交流集会が家族と人権や差別の話し合いをするきっかけになったことをうれしく思います。

## ●中学校2年

今回の交流集会に参加して、人権についての考えが深まり、また、人権への考え方が少し変わりました。学校の学習では題材があって、その題材には答えがあります。なので、人権には答えがあって、法律のように定められているもの、といったイメージをもっていましたが、今回の人権交流集会に参加して、他校の人達がそれぞれ自分の考えをを自由に意見しているのを見て、人権というものには限りがなく無限に存在していて、定められているものでなく、世界中の人々一人ひとりの思いやりの気持ちや周りの人を尊重する気持ちが人権を生むんだなと思いました。これまで僕は、人権についてあまり考えていなかったけど、自分から人権について知るという気持ちをもって、それを行動に移していくことが大切なことで、それを続け周りの人にも伝えていくことが、世界の問題の一つである差別などをなくしていくことにもつながると思います。なので自分も今回の交流会を期に人権についてもっと考えていきたいです。

## ●中学校2年

今日の中学生集會に参加することで、自分の考え方が変わりました。パネリストの3人の講演を聞いて知れたことがいくつもあります。まず1つ目は、Yさんの話を聞いて人とのつながりが大切だということ、居場所が必要だということがよく分かりました。2つ目は、Mさんの話を聞いて自分の思いをきちんと伝えるべきだということが分かりました。3つ目は、Aさんの話を聞いてしんどいときに頼れる場所があるということが分かりました。3人の話の中に、人との関わりについて言っている部分が共通してあったので、それだけ重要なことなのだと思います。障がいや差別についてもたくさんの人が自分の意見を発表していました。障がいという言葉は、私は差別用語だと思います。意見のぶつけ合いがたくさんあってすごく楽しかったです。会ったことのない人と話す

ことで、新しい意見や考えが出てくるので、こういうのもいいなと思いました。みんな違っていることがよく分かる集会でした。ヲタクについて、いじりについても意見交換がたくさんあったので楽しかったです。これからある「こころのつどい」や「人権フェスタ」に向けて心構えができました。自分から積極的に発表したいと思いました。

### ●中学校3年

僕にとって今回の「人権を語り合う中学生集会」への参加は2度目で、実りのある交流集会となりました。校内での事前学習では、3年生が僕一人だったので緊張していたのですが、しゃべったことのない後輩たちと最後には少ししゃべることができるようになりました。

1日目の交流会では県外の友達ができました。他県の学校の面白い特色や、方言についても知ることもできました。堅苦しい交流会ではなく、一人ひとりが打ち解けて、楽しくて自分たちの意見が言いやすい会だったと思います。夕食会でも、ゲームなどが楽しくできました。みんな個性的でおもしろかったです。

2日目の全体会では、あの場にいた仲間の真剣さというか、信念に驚かされました。道で困っている人に声をかけたり、勇気を出していじめや差別と本気で闘っていたりする話を聞き、ニュースには出てこないけれど実際に起こっている理不尽な出来事があることもわかったし、「こんなに頑張っている自分と同じ中学生がいるんだ。」と思い、頭が下がりました。この全体会は僕自身を見つめ直す機会になりました。今回は、参加者全員と仲間になったように思います。その中でも、特に5人の友達とたくさんしゃべることができました。高校に進学しても、高校の交流集会に参加したいと思いました。また、そのときには、最初に僕たちの手を引いて会場に連れて行ってくれた仲間のように、僕が手を引っ張っていこうと思います。

### ●中学校2年

私は、今回の交流会で驚いたことが2つありました。1つは、他県の人々の発言力です。交流会では、1つの話題について、「自分は〇〇だと思います。」「私はAさんの意見に反対で」とどんどん自分が感じたこと、思ったことを堂々と発言していました。これは、とってもすごいことで、私たちには、まだできない課題だと思いました。もう1つは、優しさです。意見交換や食事をする時など、私はなかなか自分から話しかけることができず、同じ町の人としか話していませんでした。すると、徳島の学校の人が積極的に質問してくれたり、その時だけではなく、隣に座っていたりすると、すぐに話しかけてくれて、とても場が和み、うれしかったです。他の中学校の人は熱心に人権について考え、いじめ、差別をなくそうと発言していました。ここが私と他校の人の差だと思いました。私は思っても発言ができません。その理由は、周りがあまり発表しないことと、私の意見が間違っていたらどうしようという不安です。でも、このような経験ができたので、このことを力にして、自分を変えていけるように頑張ります。

## 5 終わりに

19年度は、県内の参加者で、前年も参加していた生徒が増えてきていた。実行委員長も前年度の参加経験がある者で構成ができてきた。他の未経験の実行委員長も不安があるなか、互いに励まし合いながら、実行委員会をスムーズに進めることができていた。実行委員会を重ねていくうちに、経験者は要所所で引っ張り、他の実行委員長は慣れてくるにしたがって意見を言い、自分から動けるようになっていった。

これまでこの集会に参加してきた生徒たちが、徳島県教育委員会主催の「中・高生による人権交流集会」で、生徒部会の中心となって活躍してきた。人権活動に生き生きと取り組んでいる先輩の姿が、中学生にとってのよきモデルとなり、その中学生が次のモデルとなっていく、いいサイクルが生まれてきている。

18年度は、会場耐震工事、異例の進路をとる台風の接近により延期を余儀なくされた。19年度は、日程や会場も予定通り行うことができた。嬉しいことではあるが、参加者が年々増加し、会場の大きさと報告書の制作費が議題に上がってきている。年度末になり、全国の中学校で休校が相次ぐ中、20年度の開催を計画する時期が近づいてきた。不安が多く残る中ではあるが、様々な人の思いが交差するこの会の重要性を考え、20年度は第25回を盛大に行っていきたいと考えている。





## ③ 子どもの人権連助成2019年度報告

### 子どもの権利条約 関西ネットワーク

#### 1 事業報告

2019年11月16～17日に実施された「子どもの権利条約フォーラム」に大阪から参加しました。

子どもの権利条約関西ネットワークでは、夏に「子どものけんり・なんでやねん!すごろく」を作成し、子ども×おとなで一緒に遊び、声を聴きあい、学びあう場を創ってきました。今回の分科会は、石巻、富山、川崎、東京、名古屋、大阪から40人の参加があり、会場のあちこちから「なんでやねん!」というツッコミが勢いよく響く頃、互いの距離は少し近づいたよう。後半「私のなんでやねん!を書いてみよう」では、子どもたちの声(付箋)でホワイトボードがいっぱいになりました。その数、実に70。改めて、子どもたちが日々、たくさんの気持ちを感じ、考えていることが明らかとなりました。分科会を担当した4人の感想で報告します。

#### Q) フォーラムに行く前は、どんな気持ちだったの?

なな(12): 行きたくて、行きたくてしょうがなかった。

らな(13): 初めての東京で、ワクワクして楽しみやった!新幹線も乗れるって思ったらドキドキした!

めい(13): 東京にいきたい!でも、夜行バスも、東京も、家から一人ででかけるの・も全部はじめて!

ひまり(13): 「去年のフォーラムに来た子がいるかな?」「分科会は上手くできるかな」「交流会のご飯は何かな?」とか。みんなとお泊りで参加するフォーラムは、いつも楽しみ。

#### Q) 1日目のリレートークはどうやった?心に残ったことがあったら聴かせてね。

なな: 楽しかった!

らな: 子どもの権利条約を母子手帳にのせた子の話が心に残った。同じ年やのにすごいなあ一つて。

ひまり: 私も!同じ年の子が考えたことを実現したという行動力がすごい。自分はそのような勇気はないと思った。他の人の話もよくて…涙が出た。発表者の年が近いと・友達の話を聞きたいに聞いてた。

#### Q) 分科会を担当してどうだった?主にどんなことを担当したの?

なな: スゴロクの説明!

らな: すごろくのイラストをかいた。本番ではネットワークの紹介をした。難しくて人前で言うってなったら、少し恥ずかしい気持ちもあったけど…頑張ろうって思ってやった。やると、もうちょっと頑張れたと思う。楽しくできて良かった!

めい：アイスブレイクを担当した。「ミャンマー」っていうゲームで、間違ったら、間違っただけを「ミャンマー！」ってほめまくるねん。家でも、練習したからうまくできた！

ひまり：紹介パワポを作って説明した。ネットワークのみんなと会う機会は年に数回やけど、パワポを作りながら文字におこすと、結構いろんなことをやってきたなと思った。

### Q) 「なんでやねんすごろく！」をやってみてどうだった？

なな：ちがう地域の人と話したりしたから楽しかった。

らな：ちがう子たちとスゴロクをやって楽しかった。いっぱい喋ることができていい経験になった。

ひまり：学校の校則が全然ちがって面白かった。あと、地域が違うとツッコミがなくて「…つっこまへんのか〜い」と心の中は一人つっこみ(笑)。でも「なんでやねん」と思う所は、似ていた。権利と聞くと難しいけれど、すごろくで遊んで、言いたいことが言えるから楽しかった。

### Q) みんなの「なんでやねん！」でホワイトボードがいっぱいになっね！どんなものがあったの？

「先生がちゃんと反省しているのに、くどくど話を続けるから、みんな暗くなっちゃう」「どうでもいいところで怒って、大事なところで怒らない」「おとなは子どもに「〇〇したらあかん」というのに、そのいつていることをしている。」「なんで花丸がもらえないの」「子どもの話をきいてくれへん」「言ってること、話が変わってる!」「なんでいいわけはだめなの」「ボール遊びをしていて、ボールをあてたら『死ぬ』と言われる」「校長先生の話が長い」「いじめが絶えない」「多数決で味方になるかどうか決める(けんか)」「親にラインのトーク内容をみられるのがいや」などなど・・・。

### Q) フォーラムの帰り、川崎にある「子ども夢パーク」によったよね。どうだった？

なな：めちゃ広かったから、楽しかった。

らな：とても工夫されていて凄ーって思った。でも、広すぎて人が多かったので、そんなに広くなくてもいいと思った。人が多すぎるのはちょっと嫌。でもゴロゴロできる部屋があったり、遊具がいっぱいあって良かった！また行ってみたい！

めい：楽しかった！

ひまり：建物の中に楽器が練習できる部屋があって、たまり場には漫画といろんな楽器がたくさんあった。あと、子どもが話し合っって企画実現できる場が毎日の中にあっった。行った日は、中高生がログハウスを借りてライブをやっていた。うらやましい！

### Q) 最後に。今年のフォーラムをふり返ってズバリ、一言！

らな：最高〜!! いろんなことを知れたし、いっぱい喋ったし、楽しかった。とってもいい経験ができたと思う。もっと子どもの権利について知りたくなった。また東京で権利条約やってほしい！

ひまり：いろんな考え方があって、いろんな13歳がいると思った。自分もこんな風になりたい、こんなことやってみたいと思うモデルにもあえた。富山も楽しめ。

後日、参加した保護者から次のようなメッセージをいただきました。「日頃、言葉少なく、人の中にも嫌がっていた子が、東京から戻り、分科会の様子を話してくれました。「どんなふう  
にやったか、やったるか」と大きな声で再現。これまでに見たことがない姿と言動に、その場に居  
合せたおとなはみな驚き、瞳を潤ませました。子どもの底にある力の魅力を目にした瞬間でした」





## ④ 事業実施報告書

公益財団法人子ども情報研究センター

● 2019年度は、従来の当法人発行の季刊誌『はらっぱ』のコーナーから飛び出し、別刷りで新聞(ティーンズメッセージ forYOU)を年3回発行することになりました。

● 参加メンバーも小学生が多く、手書きの原稿やイラストを入れるなど、子どもの表現したい形を活かした誌面となりました。

● リニューアル VOL.1: メンバーの自己紹介

● VOL.2: 夏休み新聞・自作迷路

● VOL.3: 子どもの権利条約フォーラム 2019、関西フォーラム参加報告

● 19年は年度後半の春休みに工場見学や取材旅行を企画していましたが、さまざまな事情が重なり実施に至らなかったのが非常に残念でした。子どもと集まる場をつくるのが阻まれ、特に低学年の子どもたちは、互いの刺激を受けていると発言してくれていたのが個別の声を拾うのは難しく、今後の取り組みを再考する必要性を感じました。

● 子どもたちとともに参加したフォーラムでは、事前の会議を入念にし、子どもが主体的にかかわる気持ちを大切にできました。1泊2日の長丁場ながら、子どもたちが楽しんでいる姿や、「来年のフォーラムに参加したい」という言葉を聴くことができ、大変有意義でした。

● 登壇者の発表も印象に残っていることが子どもたちの発表の中でわかり、おとな中心に進んでいるように思えたフォーラムにしっかりと参加していたことに気づかされました。

● 子ども情報研究センターの子ども編集部です。

● 東京のフォーラムの感想を發表します。

● 1日目のお話を聞いて

● ●友だちの感想を読みます

● さかぐちくりかさんの、ぼしてちょうにこどものけんりじょうやくをのせるために、12さいでせたがやくやくしよにたのみに行けるなんてすごい!と思いました。ほかにもいろいろな人の話を聞いて、いろいろなことを知れました。お話を聞いてとくに気になったのが、春名風花さんがお話をする時に「ぼく」と言っていたことです。私はなぜ「わたし」じゃなく「ぼく」と言っているのかなと思いました。けれど、はるかぜさんがなぜ「ぼく」と言うりゆうを聞いて、話す言葉まで考えてすごいなと思いました。そんなところまで私は気づけなかったです。

## 2 日目の感想

### ●友だちの感想を読みます

わたしたちのグループは、子どもの権利条約スタンプラリーをしました。仲間がつくったスタンプラリーを一番に体験しました。してみて、やっぱり権利はないとこまるなあと思いました。私も友達と一人だけ意見がちがって、なやんでいたときがあったので、泣いて帰ったこともあるので、「人は意見がちがっていい」という文章を見た時、ほっとして安心しました。この会をとおして、みんなに権利という人権を守るためのルールを知ってもらえてよかったです。

### ●私の感想を読みます

なぜ私がスタンプラリーをしたいかという、はじめスタンプラリーをやらせてもらったとき、とても楽しくわかりやすかったし、それを色々な人にしてもらいたいというのがきっかけでした。私がはじめ権利条約のスタンプラリーをしたときは、子どもが私一人でした。けれど、東京では友達としたから楽しかった。それにスタンプラリーをしてくれた人が喜んでくれた！とっても嬉しいです。また、「よかったよ」と言って、ビデオをとってくださる人もいて、とってもうれしかったです。つぎからは、せつめい文や答えの言い方を、みんなで合わせて、「みんな、とってもよかったよ」と言ってもらえたらうれしいです。子どものスタッフの人数が足りないと思ったので、つぎのときにはおおぜいでスタンプラリーをできたらなと思いました。それと、やってくれた人に、感想を聞けたらいいなと思いました。

### ●友達の感想を読みます。

とうきょうってたのしかった。みんなといっしょにしたからたのしかった。みんながいてよかった。おやすみするこもいなかった。おしごとめっちゃたのしかった。

### ●友だちの感想を読みます

このお仕事をしたことでこどものけんりじょうやくの 大切さを知り、最ごの5 番目の問題でいろいろなこせい豊かないとうを聞けてすごく楽しかったです。それと同じくらい楽しかったのは、しおちゃんとほのかちゃんをつむと私で「ゴットアイ」を作ったことです。このお仕事をしたことで70 人くらいの人にこどものけんりじょうやくを知ってもらえて私としてはとてもうれしかったです。これからもこの活 どうをつづけて1 人でも多くのかたがたにこどものけんりじょうやくを知ってもらいたいです。次にこの活 どうをする、と山県に行くのを楽しみにしています。

次、富山県でするとき、ぜひスタンプラリーをしていってください。これで終わります。

「わたしはへんしゅう部でやりたいことが二つあります。

一つ目は「ポスターを作ってみんなに子どもの権利条約を知ってもらおう」です。理由は新聞だと見にくいけれど、ポスターだといろんな人に見つけてもらいやすいからです。内容は、大文字で「子どもの権利条約」と書きます。小文字で、説明や絵を描いたりする感じです。

二つ目は新聞を書くことです。理由は、子どもも情報を知る必要があるからです。内容は、子どもが興味のあることをランキングにして、一位のものを調べたり、世界のニュースを子どもにもわかりやすく説明などをのせます。ですから、ポスターと新聞をつくることをしたいです。」

堀内詩央



「私は中学1年生です。私が子ども編集部でやりたいことは、沖縄に行って水中散歩がしたいです。なぜなら、私は海に潜って魚を見たり、水中散歩をしたことがないからです。それに、沖縄の海はすごくきれいなことで有名なので、1回でもいいから泳いでみたいです。それを編集部の仲間と実現したいので、力を貸してください。」

中山怜美



「わたしたちは、先日オンラインで次にどういう取り組みをしたいかについて話し合いました。去年、東京で権利条約フォーラムに参加したので、今年も富山のフォーラムに参加したいと思っています。この前は、スタンプラリーをしてみんなに子どもの権利条約のことを知ってもらいました。今度参加出来たら、自分たちで作った子どもの権利条約のポスターやチラシを配りたいと思っています。

あともう一つやりたいことがあります。それは、他にも子どもの権利条約に関する仕事がたくさんあると思うのですが、わたしは他の「子どもの権利条約」の活動を見学したいと思います。ぜひ、自分たちで考えたことを実現したいです。」

吉池凧





## 5 2019年度 活動報告

セクシャルマイノリティ新潟県生徒交流会

事務局 新井 久美子

### 1 2019 年度活動の概要

回	内容	場所 (所在地)	参加者
1	2019年5月5日(月祝) 13:30～17:00	高校会館(新潟市)	高校生5人 卒業生4人 教職員3人 その他2人 計14人
2	2019年6月8日(土) 13:30～17:00	ウィルながおか(長岡市)	高校生4人 卒業生3人 教職員5人 その他3人 計15人
3	2019年7月21日(日) 13:30～17:00	直江津学びの交流館 (上越市)	高校生3人 卒業生4人 保護者2人 教職員3人 その他2人 計15人
4	2019年8月21日(水) 13:00～16:00 17:00～19:00 (宿泊も可)	町屋交流館高田小町 雁木の宿町の家～noie～	高校生3人 卒業生2人 保護者2人 教職員4人 その他1人 計12人
5	2019年9月23日(月祝) 13:30～17:00	新潟市高校会館	高校生8人 卒業生4人 保護者1人 教職員6人 その他2人 計21人
6	2019年11月4日(月祝) 13:30～17:00	ウィルながおか(長岡市)	高校生2人 卒業生2人 教職員4人 その他2人 計10人
7	2019年12月22日(日) 13:30～17:00	直江津学びの交流館 (上越市)	高校生8人 卒業生3人 保護者1人 教職員5人 その他3人 計20人
8	2020年3月1日(日) 13:00～16:30 学習会	新潟ユニゾンプラザ (新潟市)	学習会詳細は下記に

## 2 交流会活動記録

### ●第1回交流会（2019年5月5日）新潟市

参加者同士の初顔合わせが多かった。新年度の近況報告があった。2018年度、新潟日報の特集記事で取材を受けた時の記者が参加。

家族へのカミングアウトが話題になった。「男性」「女性」とはどういうことか、自分の意見を発表した。その他、「恋バナ」にも花が咲いた。恋人から「同性愛には未来はない」と言われた参加者には、いろいろな意見が飛び交った。今後交流会でやってみたいことを出し合った。可能なものからやっていくこととなった。

#### 【今後やってみたいこととして出た意見】

- ・ 映画を見る。 ・ 海の家やパーティールームを借りる。 ・ みんなで料理。
- ・ 日曜日が良い。フリーな感じで、1対1で話せる時間がほしい。
- ・ 燕、三条あたりでもやりたい。 ・ 日曜日を希望。機関誌を作りたい。DVDを視聴するのもよいか。
- ・ 小中学生にも声をかけてみたい。SNSで交流会を発信。 ・ 貸し切りお泊まり会。

#### 【参加者感想抜粋】

- ・ 「男っぽさ」「女っぽさ」とは何か、という話が気になりました。自分が何をもちて女性を好きになるかなど、考えさせられました。
- ・ 同級生にカミングアウトをしたいと考えていますが、どんなタイミングで言ったらよいのか悩み中です。相手が困らない場面で言いたいです。
- ・ 初めて会う人が多いので少し緊張していた。家族との付き合い方について気になっている。また、自分の在り方について、どうすればいいのか。
- ・ 色々私自身に活かせる良いアドバイスやヒントをたくさんいただけたと思う。いつか親にも自分の言葉で伝えられるようになりたいと思う。自分自身ってなんだろう？って考えた。
- ・ 祖父母へのカミングアウトの難しさは共感するところがありました。
- ・ 性的指向について。前回あまり恋愛についての話は盛り上がりなかったのですが、今回は皆さんのほうから話してくれてうれしかったです。

### ●第2回交流会（2019年6月8日）長岡市

今回から「生徒交流会ニュース」を発行し、参加者が持ち回りで自己紹介をしていくこととなった。高校の体操着の色が男女分けされていることが話題となった。新潟県内ではまだ数校で体操着の男女分けがあり、教職員からも問題視されている。交流会では、生徒の立場からどのように学校に働きかけるかについて声があがった。また、差別の中を生き抜くとは、という視点から話が深まった。18歳になった参加者が、選挙投票券に男女が記載されていることに気づき、

問題提起した。その他、交流会の名称について提起があった。

#### 【参加者感想抜粋】

- ・男女わけの体操着を着るのがすごく嫌です！体育関連の男女分けが大っ嫌い！恋愛相談されるのが嫌です！恋愛の漫画とか性的コンテンツを見るのは好き！自分のセクシャルがわからないですね。普段、性別的観念に触れることが少ないので、お話に混ざるだけでも楽しかったです！自分の身の回りの困りごと（体操着）について、交渉の手引きをしてもらいました！
- ・交流会の名称は大切なのでゆっくり考えたい。
- ・「『多様性を重視』と言いながら、その多様性それぞれにも型（パターン）がある」という話を聞いて、確かに大切なのはパターン化して人とコミュニケーションを取ることでなく、その人ひとりを「個人」として見てかかわる事なのだと感じました。選挙投票券の「1」「2」で男女を分けている話は初耳だったので驚きました。

#### ●第3回交流会（2019年7月21日） 上越市

保護者の方がふたり参加した。保護者の生の声は参加者に貴重だ。保護者のひとりが、「（自分の子どもは人見知りだったが）この会に参加してからいろんな人に発信できるようになってきた。」と発言した。

性的指向の話、そして服装、トイレの話が中心となった。同性を好きになる子が、「友情と恋愛の境目がわからない」悩み、友達から心ない言葉を浴びせられたりする悩みが出され、参加者からさまざまな返しがあった。トイレ問題は非常に深刻で、どうしてもトイレに入れず、学校で我慢したり家まで走って帰って用を足したりしているという話が出された。

#### 【参加者感想抜粋】

- ・自分の性自認の変化（トランスジェンダー→Xジェンダー）について考えている。選挙の入場券の性別欄について電話した。トイレ問題が印象に残った。無意識な差別発言に、すぐ声をかけられなくてもバネにして交流会のネタに！
- ・トイレ問題は切実だなと。これからもずっと考えていきたいと思います、ある程度は折り合いですかね。やはり色々集まると意見のバラエティにとみ、いつも学ばせてもらっています。
- ・（式典の）スーツや袴の話が気になった。「スーツは、男女どちらかしかないけど、その中で納得できるものを選ぶ」という言葉がとてもわかりやすく核心をつくもので自分の中で整理が少しつきました。自分になりたいと思える自分を追求したいです。

#### 【参加者感想抜粋（教職員、保護者）】

- ・母親の立場での初参加。色々なことや考えていることを知りたいと思ってきた。生の言葉がきけて良かった。もっと子どもの話をききたい。今後もみんなの話をききたい。（保護者）

- ・(母親の立場で) 39年間生きていても、本当のことは未だわかっていないのかも。まず、(みんなが) どんな悩みを抱えているのか、勉強になりました。無意識に傷つけることを言ってるのじゃないか気にした。(保護者)

#### ●第4回交流会 (2019年8月21日) 上越市

「宿泊もできる畳の部屋」を設定し、午後の部と夜の部を開催した。この日は、上越市から離れたところから生徒Bさんが初参加。また、帰省していた先輩が何人が参加した。前回お母さんが来たCさんと、そのお父さんが参加した。また、事務局新井の母が参加した。

Cさんのお父さんは「びっくりしたが今までの振る舞いから『そうか』と思う部分もあった。しばらく咀嚼するのに時間がかかった。できることはあまりないが、いろいろよく知っておかなければ。」などと話した。帰省した卒業生達の近況話や、医療につながり始めた卒業生へのアドバイスなどもあった。(この日は感想文用紙を忘れ、感想なし)

#### ●第5回交流会 (2019年9月23日) 新潟市

この日は新しい参加者が多く盛況な会となった。

スタートメンバーのAさんの自認の変容が語られ、感慨深かった。冠婚葬祭の時に古い慣習や人々の性別役割認識、強制異性愛社会の圧力を感じるという話がでた。それぞれが自分の場所で自己主張できたりできなかったりしながら差別の中を生き抜く姿が語られ、成長や力強さ、したたかさも感じる会となった。「いつも主張しているだけが権利獲得の方法ではない。存在の説得力も大事」という話があった。また、休憩時間に思い思いに交流する姿が見られ、盛り上がった。

#### 【参加者感想抜粋】

- ・私の性別違和、身体違和はとりあえず落ち着いて、最近はセクシュアリティについて悩みまくると言うことが少なかった。しかし、ここは私の居場所なので、ここに来ることに理由はいらないのです。人々の悩みや出来事に、話に、触れて思う。男の子になりたいと焦っていた自分は今どこに行っただろうと。でも、その自分もまだ胸の中にいる。その土台があってここに居るということを感じた。
- ・スーツをどうするか?買い換えようか?自身がマイノリティであることを特に親などにカミングアウトしているのか?制服の悩みなど、解釈次第で変えていけることがたくさんあると感じました。次は目線をあげて話すことを頑張ろうと思います!!悩みはずっと続くものではないと思います。変えていけることから変えていきましょう!!初めてのの方が新鮮で若くてまぶしいです…。

#### 【参加者感想抜粋 (教職員、保護者、その他)】

- ・参加することにとっても緊張していました。きっと皆さんはもっとだったと思います。そんな貴重な想いをさせてもらい、とてもうれしかったです。皆さんの悩み、経験を聴かせても

らい、感謝です。人前で話すことはとてもエネルギーがいるのに、皆さんはすばらしい力を持っているのだと感動しました。初めての参加で正直頭の中がまとまらないのですが、「興味をもったことへは足を運ぶ」を今後も続けたいと思いました。今回参加した経験を何かしらの役に立てて行きたいと思いました。本当に参加できてよかったです。ありがとうございました。(看護師の方)

### ●第6回交流会 (2019年11月4日) 長岡市

参加者が語る、教職員や授業に対する違和感の話を聞き、ある参加者(教職員)が「今まで自分が『結婚して子どもを産むのが幸せ』という価値観を無意識に押しつけてきた、とざんげします」と話した時、参加者生徒が「今気づいて話してくれたことが嬉しい」と返し、印象的だった。

また、マスコミの報道のおかしさや教職員の言動に傷ついたりした参加者生徒が「これは『交流会行き』だな」と考え、交流会で共有してパワーにしようと思っかけてくる様子が頼もしかった。また、反論できずに悔しかったことも含め、自分ならその場でどうするか真剣に考えているいろいろな意見を言っている様子が多く見られた。

#### 【参加者感想抜粋】

- ・自分が今までしてしまったことに気づいたり、嫌だと思った出来事に抗議などをしようとする姿勢を感じることができて嬉しいです。自分が嫌だと思っても抗議の勇気がでない…と思う人にも来やすい、行きたいと考えられる会になってきたことが嬉しいです。自分の力で勇気をもって行動してくれた人の報告がとても励みになります!話題をタブー視せず話していくことがもっと多くの人に認知してもらえきっかけになると思います。仲間が増えて大変心強いです!勇気をもって立ち向かうことも自分の過ちを認めることもどちらも成長を感じました!!自分も成長したい……。
- ・みんなを理解していきたいのに、うちはいつも聞く会話が難しく頭の中に入らないことがとても多いです。でもお話することは好きです。「武器商人(※新井が、差別の現実とたたかうすべを提案することを会の中でこのように呼んだもの)」いいですな。

#### 【参加者感想(教職員、保護者、その他)】

- ・参加することで、ちゃんとした「アライ」になりたいと思っています。「交流会行き」という言葉が印象に残りました。もしかしたら、私も「交流会行き」をやっているのでは、と思いました。「交流会行き」的な事柄に対して、単なる批判ではなく、議論になり、深まってくることが気持ちよかったです。また参加したいです。ありがとうございました。(ウィルながおか職員)
- ・『交流会行き』は良かった。生徒交流会の皆さんが育てているなあと感じました。(教職員)

### ●第7回交流会 (2019年12月22日) 上越市

多くの新しい参加者が増えた。それぞれが自分のことをしっかりと語ってくれていつも通り時間の足りない会となった。教職員や、先輩、友達などの紹介で来てくれるというケースも増えている。トランス女性の方が、スポーツジムで会員になることを断られるという話があり、怒りを共有した。

高校生の初参加者たちは、学校の現実、社会の現実についてそれぞれが長く語った。「仲間がいて、仲間同士で話せていると、実際の場面で、おとなに対しても指摘できる」という話があった。人間関係トラブルから人を好きになることが怖くなっている、という参加者には「人とつながることを恐れないで」という声かけがあった。学校という空間が持つ「圧力」は相当のものだと感じた。あまりに長引いて、感想を書いてもらう時間がとれなかった。

### 3 学習会記録

日時：2020年3月1日（日） 13：00～16：30

場所：新潟ユニゾンプラザ（新潟市）

演題：「生きづらさと向き合う」 講師：中島 潤さん（NPO 職員）

#### 【学習会概要】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加者は教職員を中心に12人、高校生の参加はなかった。その代わりに、卒業生（専門学校生）、高校生、小学生と保護者の方、新潟日報の記者の方がオンライン参加した。小学5年で参加したEさんは、夏休みの自由研究でLGBTについて調べ、見事な内容をまとめたが、担任の先生に評価されなかった、ということだった。学校の現実、教職員の認識こそが課題だと感じた。

前半は講師の中島潤さんが、自分の半生を率直に語り、それぞれの場面の「生きづらさ」にふれてくださった。率直な話しぶりがとてもありがたかった。

中島さんは、小学生時代、理由のわからない「生きづらさ」を感じ、中高生時代には「普通の女子学生」をめざしていったそう。与えられた「女子高生」の台本を朝から晩までなぞって生活をし、自分の人生を生きている実感がなかったという。自分が何者かわからない、大人になるイメージもない、人に隠して「うまいことやる」ことの生きづらさがあった。「トランスジェンダー」という言葉を知り、「FtMらしく」生きようした大学時代。「FtMらしく」しても、生きづらさはあった。カミングアウトもしたが、「トランスジェンダー」をスタートとしての人付き合いしきれない。その中で、自分が「FtM」という言葉に入りきらない存在であることに気づいていく。

そして「自分のままで」働ける場所を求めて就職。全社員が知っている状態で入社し、みんなが詳しくないが一緒に考えてくれる職場だった。しかし、「自分のまま」働くことは「自分らしく」働くこととは別のことかと気づいていく。大学院で社会学を学んで、自分のつらさは、「生きづらい私」ではなく、「生きづらさの構造」が課題であることに気づいていったとのことだった。

今の中島さんの生きづらさは「暮らしづらさ」だという。社会の構造自体が変わっていくことが大切だと感じた。最後に「生きづらさ」があるからつながれることもある、という言葉に勇気をもらった。

## 【参加者感想】

- ・ジェンダーバイアスが社会の中に根強くあることに改めて気づきました。(やはり個人の問題は社会の問題なんだ……。) ありがとうございます。皆さんのお話を聞いて色々な角度から見ることができました。新井先生の言葉がけがとても優しくてすばらしかったです。(一般)
- ・中島さんのお話を聞いて社会の人々の意識が変われば生きやすい社会になることを強く思った。本人の問題ではなく、社会の有り様(人権)だと思う。そのエネルギーを中島さんからいただきました。また出来ることをがんばります。感謝!(一般)
- ・「らしさ」は本当に厄介だな、と思います。潤さんのお話の中の「男らしく、FtMらしく思った」というくだりが、印象的でした。自分の外からかぶせられる、「らしく」との距離感をどうするかは、きっとずっとついてまわるのでしょうか……。でも、「らしく」を意識せずに暮らせるかどうかは社会のありようにも大きく左右されるなと思います。生徒たちが将来、就職していく際に、実際の職場環境が(ジェンダーに対する柔軟さ?という意味で)どのようなものであるか、私自身がまだまだ知らないことが多いです。潤さんが最初に勤められたようなところのお話を聞いて、明るい気持ちになりました。そういう会社/社会をつくるために、自分は何ができるんだろう……。とも思いました。(教職員)
- ・生きづらさを考えて、自分らしさを見失いかけている自分を、もう少し見つめ治してあげたいなと思いました。そして潤に来てもらって本当にありがたかったです。(交流会メンバー:卒業生)
- ・今日はオトナの会になりましたね。数も少なく、深まりがあったと思いました。しかしながらやはり生徒交流会ですので、若い人の話はインパクトあります。あの小5の子が担任から評価されないのは何とも……。自分の話をしてくださる方はキツイとは思いますが、かなり「なるほど!!」と思うことの連続でした。これからも「世直し」をジワジワとやっています。(教職員)

## 4 今年度の成果と課題

7回の交流会、1回の学習会を行った。今年度は、生徒本人だけでなく、それを支える保護者、教職員、医療関係者、友人などの参加もあった。確実に広がっている実感がある。

交流会自体はとてもゆるやかなつながりで、きまりも、こうしなければならないということもない。来てほとんどしゃべらず、感想文用紙にびっしりと書いていく子もいる。それを許せる集団でありたいと思う。そんな中で、常連で参加してくれている生徒、卒業生が、自分についての考えを深め、社会の課題に気づき、それに対する自分の考えを自分の言葉で豊かに語れるようになっていく様子が印象的だ。また、交流会全体の率直な雰囲気が、新しい参加者にもたくさんの言葉を紡ぐ空間になっていると考える。また、高校生だとなかなか宿泊行事が組みにくいこと、新潟県が広いため毎回来たくても来られない人がいること、したがっているいろいろなイベントがしたく

でもなかなか準備が難しいことが課題である。

2020年度は新型コロナウイルス感染拡大の観点から、6月現在交流会の予定はない。しかし、このあと、インターネットなども使いながら必ず開催し、今年度もつながりを深め、つなげていきたいと考える。



## Document 子どもの権利をめぐる国際動向 (2021.4~2021.7)

ARC 代表・子どもの人権連代表委員 平野裕二

筆者が日々 Facebook にアップしている投稿のなかから、子どもの権利をめぐる国際的動向についての主なニュースを紹介していきます（一部、日本国内の動きについても取り上げます）。各項目の末尾に関連の投稿の日付を掲載していますので、詳しい情報は各投稿をご参照ください。筆者のアカウント名は Yuji Hirano (yujihirano.arc) です。

### 【2021年4月】

#### ■日本で無国籍の子どもが急増中であることが判明

朝日新聞〈無国籍の子どもが急増 3年前の3.5倍、氷山の一角か〉(4月5日配信)によると、無国籍の乳幼児(0~4歳)が2019年末時点で213人(20年6月末時点では217人)に達し、3年前に比べて約3.5倍に増加していることが法務省の統計により明らかになった。国連・子どもの権利委員会やUNHCR(国連難民高等弁務官事務所)からは、無国籍者の保護および無国籍の削減に関する2つの条約の批准、無国籍認定手続の設置などが促されており、対応が求められる。(4月11日投稿)

#### ■欧州人権裁判所、子どもの予防接種の義務づけは欧州人権条約違反ではないと判断

欧州人権裁判所(大法廷)は、6人の親がチェコ共和国を相手どって提起した事件の判決で、子どもの予防接種を親に義務づけることは欧州人権条約に違反しないと判断(4月8日)。9つの小児期疾患について、合理的な理由もなく子どもに予防接種を受けさせない親に対しては罰金が科される場合があり、また未接種の子どもは幼稚園に入園できないとする制度について、欧州人権条約8条(私生活を尊重される

権利)などの違反はないと認定したものの。この問題に関する同裁判所の判決はこれが初めて。(6月10日投稿)

#### ■ドイツが「子ども・青少年エンパワーメント法」を制定

ドイツ連邦議会が、4月22日、子ども・青少年福祉の現代化を図る「子ども・青少年エンパワーメント法」を可決。(1)子ども・若者の保護の向上、(2)里親家庭・教育施設で育つ子ども・青少年のエンパワーメント、(3)障害の有無にかかわらず、子ども向けの支援の一元化、(4)現場での防止の強化、(5)青少年・親・家族の参加の増進を主な目的とし、▼子ども・青少年・親に対する助言義務の強化、▼地方オンブズマン事務所の法定化などを図るもの。政府は、「子ども・青少年福祉の中心的モデルは、青少年とその親をケアのための措置の客体と見なすのではなく、自分自身の専門家として、援助・保護プロセスに対等な立場で積極的に関与してもらうことです」などと説明している。(5月30日投稿)

#### ■英国でドメスティックバイオレンス対策強化法が制定される

英国で4月29日に「家族間虐待法」が制定され、ドメスティックバイオレ

ンスへの対応が強化された。同法には、(1) 家族間虐待の定義を拡大し、身体的暴力のみならず情緒的虐待、支配的または強要的な虐待および経済的虐待も含めるとともに、関係するすべての専門家がこのような定義を理解するようにする旨の規定を盛りこんだこと、(2) 関連サービスの瑕疵や質について監視する家族間虐待コミッショナーを法制化したこと、(3) 新たに「家族間虐待保護警告」と「家族間虐待保護命令」を導入したことなどが特徴。同法に基づく「家族間虐待戦略」も策定される予定。(8月5日投稿)

#### ■国連・移住労働者権利委、入管収容に関する一般的意見を採択

国連・移住労働者権利条約の実施状況を監視している移住労働者権利委員会が、4月30日、身体的自由や恣意的拘禁からの自由についての移住者の権利に関する一般的意見5号を採択。入管収容は例外的な場合にしか用いられるてはならないこと、子どもおよび脆弱な状況にあるその他の者の収容は避けられなければならないことなどをあらためて強調した。日本は移住労働者権利条約を批准していないものの、恣意的拘禁の禁止は国際法上いかなる逸脱も許されない強行規範であり、この一般的意見の内容を十分に考慮する必要がある。(5月11日投稿)

#### 【2021年5月】

#### ■ドイツ、デジタル環境における子ども・若者の保護と参加を強化する法律を施行

とくにデジタル環境における子ども・若者の保護および参加を促進する目的で3月5日に可決されたドイツの改正青少年保護法が、5月1日、施行

された。デジタル化によって新たに生じるようになったさまざまなリスクに対処するための措置を関連事業者に義務づけるとともに、既存の「連邦青少年有害メディア審査会」を「連邦子ども・青少年メディア保護センター」に改組し、その助言委員会に子ども・若者の代表も含めることなどを規定した。国連・子どもの権利委員会が2月に採択した一般的意見25号(デジタル環境との関連における子どもの権利)を実施する世界で初めての国になったなどと評価されている。(5月13日投稿)

#### ■英国政府、「オンライン安全法案」を発表

英国政府が5月12日に公表した「オンライン安全法案」で、子どもにとって有害なコンテンツなどの対策強化が打ち出されていることが明らかになった。ソーシャルメディア等の事業者に対し、「子どもによるアクセスについての評価」を実施したうえで、子どもがアクセスする可能性のあるサービスについては定期的に「子どもリスク評価」を行なうことなどを義務づけたもの。事業者には「子どもがアクセスする可能性のあるサービスについての安全配慮義務」も課され、対応が不十分と見なされた場合は高額な罰金を科される可能性もある。今後数か月のうちに議会に提出される見込み。(5月16日投稿)

#### ■コロンビアが体罰を全面禁止、世界で63番目

南米のコロンビアが5月14日付の法律で親・保護者などによる子どもの体罰を禁止し、世界で63番目(ラテンアメリカ・カリブ海地域では11番目)

の体罰全面禁止国となった。親・保護者のみならず、子どもが成長するさまざまな環境でそのケアに責任を負うすべての者を対象として、「子どもおよび青少年に対し、体罰、残虐な、屈辱的なまたは品位を傷つける取扱いおよびあらゆる態様の暴力を用いる」を禁じたもの。民法では親その他の養育者が子どもを「矯正する」権利および「子どもに穏当な制裁を与える」権利が認められていたが、今回の法律によりこの規定は無効とされた。(8月19日投稿)

### ■大谷美紀子弁護士が国連・子どもの権利委の委員長に就任

国連・子どもの権利委員会の第87会期(5月17日～6月4日)が始まるにあたり、日本から選出されている大谷美紀子弁護士が委員長に選出された。任期は2年。委員会は今回、ルクセンブルクとチュニジアの報告書をオンラインで審査する。(5月17日投稿)

### ■国際チャイルド・ヘルプライン、新型コロナウイルス禍の状況に関する報告書を発表

子ども向け電話相談サービスの国際組織「チャイルド・ヘルプライン・インターナショナル」が、5月17日、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が世界の子ども・若者およびチャイルド・ヘルプラインに与えた影響に関する報告書『COVID-19パンデミック中の声』を発表。各国のチャイルド・ヘルプラインを対象として2020年に四半期ごとに実施した調査の結果をまとめたもの。2020年には、チャイルド・ヘルプラインへの接触が前年比で25%増加していた。調査結果を踏まえ、報告書は、▽とくに脆弱な状況に置かれ

ている子どもたちを含め、すべての子どもが、チャイルド・ヘルプラインに無償で制約なしにアクセスできるようにすること、▽子どもたちの生活に影響を与える政策立案および意思決定は、チャイルド・ヘルプラインのデータや若者参加を踏まえて行なわれるべきであることなどを勧告している。5月20日には、政府・地域的国際機関・通信事業者等に対してヘルプラインへの支援を促す「行動の呼びかけ」も発表された。(5月18日・5月21日投稿)

### ■スペインで暴力からの子どもの包括的保護に関する法律が成立へ

スペインの代議院(下院)が、5月20日、「暴力からの子どもおよび青少年の包括的保護に関する法律」を承認。子どもに対する暴力の防止・発見、子どもの保護、このような暴力に関する意識啓発のためのさまざまな措置を規定したもの。スペインはすでに2007年に親・保護者による体罰を禁止していたが、対応をさらに強化するため、▽未成年者を対象とする性的虐待犯罪についての公訴時効の延長、▽司法機関・検察機関の研修および専門化、▽社会サービス職員の権限強化、▽暴力の定義の拡充、▽未成年者による司法へのアクセスの向上などについて定めている。(5月23日投稿)

### ■米国で「COVID-19ヘイトクライム法」が成立

米国で、5月20日、新型コロナの感染拡大にともなうとくにアジア系・太平洋諸国系の人々に対するヘイトクライム(差別的動機に基づく犯罪)が増加していることへの対応を強化するための「COVID-19ヘイトクライム法」が成立。▽ヘイトクライムを速やかに

把握して対処する体制を強化すること、▽ヘイトクライムをオンラインで通報するためのシステムの構築や、ヘイトクライムに関する意識を高めるためのキャンペーン活動を促すことなどを定めたもの。(5月25日投稿)

### ■オーストラリア連邦裁、子どもたちを気候危機から保護する連邦政府の注意義務を認定

ビクトリア州メルボルンのオーストラリア連邦裁判所が、5月27日、連邦政府には子ども・若者を気候危機から保護する注意義務(duty of care)があるという判決を言い渡した。今回の判決は、2020年9月に13~17歳(当時)の子ども8人が中心となって提起したクラスアクション(集団訴訟)における判決。子どもたちが求めている炭鉱拡張計画の差止めは認められなかったものの、気候変動によって今後子どもたちがこうむる影響の重大さを指摘したうえで、環境大臣にはこのような被害を引き起こさないために合理的注意を払う義務があると認定した。なおドイツでも、将来世代への影響も考慮したうえで気候保護法(2019年)の一部を違憲と認定した憲法裁判所判決が4月29日に出されている。(5月27日投稿)

### ■国連・子どもの権利委、外国籍の子どもに対する就学許可の遅れをめぐってスペインの条約違反を認定

国連・子どもの権利委員会が、スペイン領メリリヤ在住の子ども(モロッコ国籍)に対して公立学校への入学を速やかに認めなかったことについて、個人通報制度に基づいてスペインの条約違反を認定(5月31日)。申立人の子どもがメリリヤ在住であることを確

認するために速やかに行動せず、メリリヤ在住の確認後も直ちに公教育制度に受け入れなかったことなどを理由として、条約2条(差別の禁止)、3条(子どもの最善の利益)、28条(教育に対する権利)などの違反があったと判断した。委員会はスペイン政府に対し、申立人に十分な賠償を行なうこと、申立人が学校で遅れを取り戻せるよう支援するために積極的措置をとることなどをあわせて命じた。(6月15日投稿)

### ■OECDがデジタル環境と子どもに関する勧告を採択

OECD(経済協力開発機構)が、5月31日、「デジタル環境における子どもに関する理事会勧告」を採択。2012年2月に採択されていた「オンラインにおける子どもの保護に関する勧告」を改訂し、オンラインのリスクから子どもたちを保護すること、デジタル世界が提供する機会および利益の促進とのバランスを図るための指針を提供するもの。(7月22日投稿)

## 【2021年6月】

### ■子どもの権利に関する国際ランキングで日本は29位に

各国で子どもの権利がどの程度保障されているか、5つの分野ごとに判定してランキング化しているKidsRights Indexの2021年版が6月3日に発表された。日本は、「子どもの権利を行使しやすい環境」の順位が低いこともあり、182か国中29位という結果になっている。上位3か国はアイスランド、スイス、フィンランド。韓国は昨年の13位から11位に上昇した。今回の報告書では新型コロナの影響についても取り上げられており、とくにメン

タルヘルスと教育の問題に取り組んでいく必要性が強調されている。(6月3日投稿)

### ■国連・子どもの権利委の第87会期が終了

国連・子どもの権利委員会は、第87会期(5月17日～6月4日)の最終日にあたり、次回の一般的意見(26号)のテーマを「子どもの権利と環境(とくに気候変動に焦点を当てて)」に決定した旨、発表した。今会期には、気候変動が子どもに及ぼす影響について12か国の子ども16人が5か国(アルゼンチン、ブラジル、ドイツ、フランス、トルコ)を相手どって行なっている通報について、聴聞も実施されたという。そのほか、スペインを相手どった通報1件について条約違反が認定され(前述)、スイスを相手どった通報1件について条約違反ではない旨の決定が行なわれた。

なお6月4日には、翌日の世界環境デー(6月5日)に向けて51人以上の国連人権専門家が共同声明を発表し、「健康的環境に対する権利の承認は、環境危機への対応および人権保護の鍵である」と強調している。(6月5日投稿)

### ■国連人権専門家、先住民「寄宿学校」での遺骨発見事件をめぐってカナダ政府とカトリック教会に調査を要求

ブリティッシュコロンビア州(カナダ)に設けられていた「インディアン寄宿学校」跡地で215人の子どもの遺骨が発見された事件をめぐり、国連の人権専門家9人が徹底的調査と賠償を求める声明を発表(6月4日)。カナダでは1831年から1996年にかけてこ

のような施設が139か所に存在し、15万人以上の先住民の子どもが家族やコミュニティから引き離されて収容されていた。人権専門家は、「カナダと法王聖座(バチカン)が、このような忌むべき犯罪を、誰の責任も問われないうまま、また十全な救済も提供されないうまま放置することは考えられない」と強調し、両者に強い調子で対応を促している。(6月6日投稿)

### ■国際NGOが体罰禁止を実行に移していくための新たなガイダンスを発表

子どもに対する暴力の解消に取り組んでいるEnd Violence Against Childrenなどの国際団体が、6月4日、『非暴力的な子ども時代の基盤づくり：子どもの体罰禁止を実行に移す』と題する新たなガイダンスを発表。(1)法律の制定、(2)計画・調整、(3)広報・意識啓発、(4)親の支援、(5)評価という5段階の取り組みのあり方を提起した。(6月8日投稿)

### ■英国の学校評価機関、学校における性暴力についてさらなる対策を勧告

英国の独立機関・Ofsted(オフステッド：教育水準監査院)が、6月10日、学校における性暴力についての報告書を発表。同機関の監査官が学校・カレッジ32校を訪問し、900人以上の生徒から話を聞いたうえで作成されたもの。セクシュアルハラスメントなどの性暴力が依然として当たり前のように行なわれていることを指摘し、▽あらゆる種類のセクシュアルハラスメントが認知され、適切な場合には制裁を科すことも含めて対処される文化を発展させること、▽RSHE(関係性・性・健康教育)の再編・充実を図ること、

▽複数のセーフゲーディング（安全確保）パートナーと学校との協力関係を向上させることなどを教育機関に勧告している。政府に対しても、▽オンライン情報源の充実、▽子ども・若者向けのガイドの作成、▽セクシュアルハラスメントやオンラインの人権侵害に関する広報キャンペーンなどの対応を促した。（6月12日）

### ■新型コロナ禍で児童労働が増加に転じていることが判明

6月12日の「児童労働反対世界デー」を前にILO（国際労働機関）とユニセフ（国連児童基金）が発表した共同報告書で、児童労働に従事する子どもの人数が20年ぶりに増加したことが明らかになった（6月10日）。4年前よりも840万人増えて推定1億6,000万人に達し、新型コロナの影響でさらに数百万人が児童労働に陥る危険がある。とくに低年齢の子ども（5～11歳）が大幅に増加し、全体の半分強を占めるに至った。（6月18日投稿）

### ■WHO、「電子ゴミ」が子どもや女性の健康に与える影響についての報告書を発表

WHO（世界保健機関）が、6月15日、パソコンや携帯端末など電子機器のゴミである「電子廃棄物」が子どもや女性の健康に与える影響を調べた報告書を発表。世界中で1800万人超の子ども・若者（10～19歳）と1300万人近くの女性が、公に認められていない処理施設などで電子廃棄物処理に従事し、有害物質にさらされていると指摘した。報告書は、電子廃棄物の輸出入者と各国政府に対し、▽電子廃棄物の処理方法の改善と労働者、その家族およびコミュニティの健康・安全の確保、

▽電子廃棄物の影響のモニタリング、▽材料の再利用の改善促進、▽より耐久性が高い電子・電気機器の製造の奨励などの対応を求めている。（6月18日投稿）

### ■WHOが子どもに対する暴力防止に向けた欧州諸国の取り組み状況を報告

WHO 欧州地域事務所が、6月15日、子どもに対する暴力の防止に向けた欧州諸国の取り組み状況に関する報告書（European regional status report on preventing violence against children 2020）を発表。家庭を含むあらゆる場面における子どもの体罰を禁止した国は調査対象国（45か国）中35か国で、34か国が何らかの行動計画を策定していることなどがわかった。調査結果を踏まえ、報告書では、▽法律および法執行を強化すること、▽国家的行動計画を見直すとともに、その実施のための十分な資金を確保すること、▽子どもに対する暴力の防止を、保健政策その他の政策プラットフォームの中心に位置づけること、▽新型コロナ禍中の特別警戒態勢を維持することなどが提言されている。（8月17日投稿）

### ■国連・子どもの権利委とILOが「児童労働反対週間」にあたり共同声明を発表

国連・子どもの権利委員会とILO（国際労働機関）が、「児童労働反対週間」（6月10～18日）の最終日に共同声明を発表。新型コロナの影響により児童労働に従事する子どもの数が20年ぶりに増加したこと、今年（2021年）が国連の指定する「児童労働撤廃国際年」であることなどに触れながら、「子どもの権利を経済・社会政策の中心に位置づけるという決意」を各国が新た

にして緊急の行動をとるよう呼びかけた。(6月19日投稿)

### ■産休・育休制度や保育の状況の国際ランキングで日本が21位に

ユニセフが、6月18日、高所得国41か国の産休・育休制度や保育の状況を比較した報告書を発表。日本は充実した育児休業制度について1位の評価を与えられたものの、就学前教育・保育への参加率(31位)、保育の質(22位)、保育費の手頃さ(26位)などを踏まえた総合順位では21位に留まった。保育従事者の社会的地位が低いことも課題とされている。総合順位で上位を占めたのはルクセンブルク、アイスランド、スウェーデン、ノルウェー、ドイツなどの国々。(6月20日投稿)

### ■国連人権専門家、聖職者による子どもの性的虐待の再発防止などをバチカンに要求

子どもの売買・性的搾取に関する特別報告者などの国連人権専門家4人がバチカン(バチカン市国/教皇聖座)に対して4月7日付で共同書簡を送り、カトリック教会の聖職者による子どもの性的虐待の再発防止および被害者への賠償などの取り組みを強化するよう促していたことが、6月21日、明らかになった。専門家らは、カトリック教会の聖職者等による子どもの性的虐待の告発が世界中で相次いでいることに加え、「虐待を行なったとされる者を保護し、犯罪を隠蔽し、虐待を行なったとされる者の責任追及を妨害し、かつ被害者に対して行なわれるべき賠償を回避するためにカトリック教会がとった措置」についてあらためて「最大限の懸念」を表明し、このような対応をあらためるよう強く要求。フラン

シスコ教皇が6月1日に行なった教会法典の改正(聖職者等による子どもの性的虐待への対応の厳格化)についても、歓迎しつつ、犯罪の通報の義務化などさらなる対応を促した。(6月25日投稿)

### ■欧州基本権庁が年次報告書で新型コロナ問題を特集

EU(欧州連合)の欧州基本権庁(FRA)が、6月21日、欧州における2020年の人権状況に関する年次報告書を発表。報告書本体とは別に、COVID-19の影響に特化した別冊(PDF)も作成されている。新型コロナ以外の主要な問題としては、とくに人種主義、移住および子どもの権利の3つが挙げられた。子どもの権利との関連では、▽パンデミックの影響をもっとも受けている地域および集団を対象としながら、将来の「欧州子ども保障」に基づく取り組みを支援すること、▽すべての子どもが教育にアクセスでき、虐待から保護されることを確保することなどが促されている。(8月15日投稿)

### ■ハンガリーのLGBT差別法に欧州から強い批判の声

欧州連合(EU)・欧州委員会のフォンデアライエン欧州委員長が、ハンガリーで6月15日に可決成立した「反LGBT法」を強く批判し、法的措置をとる可能性も示唆した(6月23日)。同法は、学校・テレビ・広告において多様なジェンダーアイデンティティや性的指向について描写・議論することの禁止を目的として、子ども保護法、家族保護法、企業広告活動法、メディア法および公教育法など複数の法律を改正するもの。欧州委員長のほか、欧州委員会の委員2人も法案を詳細に批

判し、欧州各国の首脳からも懸念が表明されている。NGOの「Eurochild」も、この法律は子どもの保護につながらないばかりか、子どもが危害を受けるおそれを高めることになるとして反対を表明した。(7月6日投稿)

### ■ILO・暴力およびハラスメント条約が発効

2019年に採択された「仕事の世界における暴力およびハラスメントの撤廃に関する条約」(ILO第190号条約)が、発効のために必要な6か国(ウルグアイ、フィジー、ナミビア、アルゼンチン、ソマリア、エクアドル)の批准を得て、6月25日、国際的に発効した。日本は、4分野・8条約から構成されるILO中核的労働基準のひとつ「強制労働廃止条約」(第105号)を締結するための関係法律整備法案をようやく成立させた(6月16日公布)が、「雇用および職業についての差別待遇に関する条約」(第111号)の批准に向けた作業は進んでいない。第190号条約とあわせて速やかな対応が求められる。(6月21日投稿)

### ■新型コロナ禍における子どものウェルビーイングについての国際調査結果が発表される

ストラスクライド大学(英国・スコットランド)「子どもの未来のためのインスピレーション」研究所が、6月28日、「COVID-19下で子どものウェルビーイングを支える：サービス提供者および政策立案者の成功、課題、得られた教訓および行動勧告」と題する報告書を発表。22か国の回答者232人から寄せられた923件の回答を踏まえ、子どもたちのためのサービスを提供している機関・団体等が新型コロナ

禍において直面した課題を整理するとともに、今後必要な取り組みとして、▽政府、第三セクターその他のパートナーとの調整・連携の改善、▽子どもたちの権利、ニーズおよび保護への優先的対応、▽子どもたちの声に耳を傾け、意思決定への関与を得ることなどを挙げた。引き続き、さまざまなテーマに関する報告書が刊行される予定。(8月26日投稿)

### ■体罰の長期的悪影響を明らかにした新たな論文が発表される

国際的権威を有する医学誌『ランセット』のサイトに、体罰の悪影響に関する新たな論文が掲載された(6月28日)。69件の研究をレビューした結果として、体罰が子どもの行動上の問題につながりうることなどを明らかにした。(6月30日追加)

### ■ユニセフ・WHOなどが親・養育者支援のための国際的行動を呼びかけ

ユニセフやWHOなど5つの機関・ネットワークが『親のためのグローバルサポート：機関間ビジョン』と題する枠組み文書を発表し、親・養育者支援のための国際的行動を呼びかけた(6月28日)。▽子どもと青少年を守るとともに、家族が複数のストレス(COVID-19パンデミックにより生じたものを含む)に対処することを支援すること、▽親がライフコース全体を通じて子どもの発達を支えていけるようにすること、▽エビデンスに基づく親・養育者支援アプローチの広範な採用と実施を進めていくことなどを奨励するもの。「[子育て支援介入の]意図は、子どもにとっての肯定的アウトカムをもたらす、子育てに関する親の知識水準、自信および能力を高めることによ

り、親のエンパワメントを図るところにあります」として、親のエンパワメントの視点も強調している。(7月4日投稿)

### ■人身取引に関する国連特別報告者、被害者非処罰原則の重要性を強調

とくに女性および子どもの人身取引に関する国連特別報告者を務めているショバーン・ムラリー氏が、国連人権理事会で「被害者非処罰原則」の重要性をあらためて強調(6月29日)。前任者が発表したガイドライン「非処罰規定の実施の重要性：被害者保護義務」も踏まえ、「非処罰原則の効果的実施は、ノンフルマン〔迫害・拷問などの人権侵害が行なわれる可能性の高い国への送還禁止〕を含む援助・保護のための保護的な運用措置をとる国の義務が履行されることを確保するうえで、必要不可欠です」などと指摘した。同特別報告者が国連人権理事会に提出した報告書では、子どものころに人身取引で英国に連れてこられたベトナム出身の若者2人に対して英国が適切な対応をとらず、薬物犯罪を理由に有罪判決を言い渡して施設に収容したことなどが欧州人権条約第4条(強制労働の禁止)・第6条(公正な裁判に対する権利)などに違反するとして英国政府に9万ユーロ(約1,200万円)の損害賠償を命じた判決も紹介されている。(7月2日投稿)

### 【2021年7月】

### ■OECD、子どものウェルビーイング把握のための新たな枠組みを発表

OECD「ウェルビーイング・包摂・持続可能性・機会均等センター」(WISE)が、7月1日、「子どものウェルビーイングおよび子ども政策にとって重要な

要素の測定」と題する報告書を発表。「子どもたちにとって、ウェルビーイングとは……いま現在『よい』子ども時代を送れることと、よい未来のために必要なスキル、能力およびコンピテンシーを発達させられることの両方を意味する」という観点から、1) 子どもたちは、必要としているものを手にしているか、2) 子どもたちは活動的で、身体的に健康であるか、3) 子どもたちは、安全・安心で、尊重・包摂されており、幸福だと感じているか、4) 子どもたちは、学び、教育上の成果を収めているかという4つの視点に立って現状を分析したもの。課題として、▽もっとも脆弱な状況に置かれている子どもなど一部の子どもに関するデータが不十分であること、▽低年齢の子どものウェルビーイングに関する情報や生活の重要な側面に関する子どもたち自身の意見に関する情報が限られていることなども挙げられた。(8月27日投稿)

### ■米務省「人身取引報告書」で日本は引き続き第2階層に

米務省が、7月1日、「人身取引報告書」の2021年版を発表。同報告書は各国の取り組み状況を段階別に分類しているが、日本は今年も第2階層(連邦人身取引被害者保護法に基づく人身取引解消のための最低基準を十分には満たしていないが、満たすべく相当の努力を行なっている)に留まった。技能実習制度のほか、いわゆる「JKビジネス」を含む子どもの性的搾取の問題についても、引き続き詳しく取り上げられている。(7月2日投稿)

## ■ プライバシーに関する国連特別報告者、デジタル環境における子どものプライバシー保護の必要性を強調

プライバシーに対する権利に関する国連特別報告者を務めるジョセフ・カナタチ氏が、7月2日と5日、国連人権理事会に出席。1月に提出した「人工知能とプライバシー」および「子どものプライバシー」に関する報告書を踏まえ、プレゼンテーションと各国政府との対話を行なった。同報告者は、オンライン学習の急速な拡大によって「教育テクノロジー企業と子どもたち、また政府と子ども・親との間に存在していた不均衡な力関係が増幅させられて」いることなどと指摘し、子どもたちの「デジタルプライバシー」を守るための取り組みの必要性を強調。また、デジタル技術がもたらす子どもへの悪影響を緩和・防止する目的でいくつかの国が定めている「年齢にふさわしい」(age appropriate) という基準についても、「本質的に、年齢にふさわしいという概念は発達しつつある能力 (evolving capacity) の原則とうまく適合しない。子どもの発達しつつある能力にあわせてサービスを修正していくために、さらなる模索が必要である」などと指摘した。(7月16日投稿)

## ■ OHCHR、子どもの権利とSDGsに関する報告書を提出

7月6日～16日にニューヨークで開催された「持続可能な開発目標 (SDGs) に関するハイレベル政治フォーラム」(HLPF) では、「持続可能な開発の経済的・社会的・環境的側面を促進する、COVID-19パンデミックからの持続可能かつレジリエントな回復」がテーマとされた。OHCHR (国連人権高等弁

務官事務所) は同フォーラムに向けて、子どもの権利に焦点を当てた報告書を提出。▽ COVID-19パンデミックが子どもたちに及ぼしている影響、▽ 危機からの復興、▽ 子どもの健康・教育・ウェルビーイング、▽ 子どもに対する暴力、▽ 持続可能性の各分野について現状と課題を分析し、1) パンデミックからの復興のためのあらゆる決定、投資および行動において、子どもたちの権利と最善の利益を擁護すること、2) 子どもたちへの影響を理解して適切な対応を立案する目的で、子どもたちの状況およびその権利のモニタリングを行なうこと、3) 子どもたちをエンパワーし、子どもたちの意見を聴いて、子どもたちが復興に参加できるようにすることを勧告した。今回の報告書には、フォーカスグループでの議論を通じて得られた25か国の子ども(6～17歳)449人の声と、国連関係者とのバーチャル対話を通じて集められた15か国の子ども30人の声も反映されており、報告書のチャイルドフレンドリー版も作成されている。(8月24日投稿)

## ■ 国連事務総長、子どものメンタルヘルスのための支援の重要性を強調

グテーレス国連事務総長は、「持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム」(HLPF) にあわせて7月8日に開催された暴力と子どものメンタルヘルスに関するオンライン・サイドイベントで、子どもの精神的ウェルビーイングに対する支援の重要性を強調。あわせて、意思決定を行なう立場にある人々に対して「子どもたちの意見と経験を考慮すること」を促すとともに、「子どもたちは、解決の一翼を担う存在として、エンパワーされなけ

ればなりません」と述べた。なお、ユニセフ『世界子供白書』2021年版では子ども・若者のメンタルヘルスに焦点があてられる予定。(7月9日投稿)

### ■韓国国家人権委員会、新型コロナ支援政策から外国籍児童を除外することは差別と指摘

韓国の国家人権委員会は、7月8日、新型コロナ禍にともなう子育て費用負担緩和のための特別支援金の支給対象から外国籍の未就学児童が除外されたことについて「合理的理由のない差別」と指摘し、保健福祉部(厚労省)長官に対して是正を求めた。韓国では、このような対応は憲法のほか、国連・子どもの権利条約および児童福祉法に掲げられた差別禁止原則に違反すると指摘されている。(7月11日投稿)

### ■スコットランド若者議会が「マニフェスト」特設ページを開設

14～25歳の若者から構成されるスコットランド(英国)の民間団体「スコットランド若者議会」が、6月17日、「スコットランドの若者より」と題する特設ページをウェブサイト上に開設。同団体では2020年5月～10月にかけて「スコットランド若者議会マニフェスト(2021～26年)」に関する協議(12～25歳の子ども・若者が対象)を行なって11月に主要な結果を発表しており、そのフォローアップのために開設されたもの。▽COVID-19(新型コロナウイルス感染症)、▽文化・メディア、▽教育・生涯学習、▽平等・人権、▽健康・ウェルビーイング、▽職業・経済・公正な仕事、▽スポーツ・余暇、▽交通・環境・地方問題などの問題に関する若者たちの意見や要求が掲載されている。(7月14日投稿)

### ■国連・子どもの権利委がミャンマーの状況に懸念を表明

ミャンマー軍政下で続いている子どもの人権侵害について、7月16日、国連・子どもの権利委員会が強い懸念を表明。軍事クーデター以降に75人の子どもが殺害され、約1000人の子どもが恣意的に拘禁されており、数えきれないほどの子どもが必須医療ケアや教育を奪われていることなどを指摘し、危機の平和的解決のために即時的行動を起こすよう国際社会に呼びかけるとともに、ミャンマーに対し、子どもの権利条約上の義務を最大限に履行し続けるよう促した。(7月19日投稿)

### ■英国政府、女性と女子に対する暴力に対処するための新たな戦略を発表

英国内務省が、7月21日、女性と女子に対する暴力に対処するための新たな戦略を発表。(1)防止の優先、(2)被害者の支援、(3)加害者の追求、(4)制度の強化を主な柱とし、それぞれについて▽現時点でわかっていること、▽効果のある対応、▽すでに行なっている取り組み、▽さらなる取り組みを掲げたもの。あらゆる場面で行なわれる女性・女子への暴力が対象とされており、たとえば公共空間における女性・女子の身体的安全を向上させるための対策も盛り込まれている。戦略の策定にあたっては、とくに暴力の被害または影響を受けている16歳以上の女性を対象として、2度にわたる大規模な意見募集も実施された。18万件を超える前例のない規模の意見が寄せられ、戦略でも随所で引用されている。(8月5日投稿)

## ■米司法省、長髪禁止校則の違法性をめぐる訴訟で原告を支持

米・司法省は、黒人の男子高校生に長髪を認めない規則は差別だとして生徒2人の親が起こした訴訟で、原告の見解を支持する意見書を7月23日付で提出。▽不法な差別のない教育環境にすべての生徒が参加できるようにすること、▽連邦憲法修正第14条（平等保護条項）、教育における性差別を禁じた1972年教育改正法第9編、人種差別を禁じた1964年公民権法第6篇が適正に運用されることに対して連邦政府は重要な利益を有しているとして、人種や性別に基づく差別に該当する髪型規制の有効性を認めない立場を明らかにした。（7月28日投稿）

## ■子どもに対する暴力の根絶に向けた6項目の政策提言が発表される

子どもに対する暴力の根絶に取り組む世界中の団体・機関・個人が声明を発表し、6項目の政策提言を行なった（7月23日）。1) 子どもに対するあらゆる形態の暴力を2030年までに禁止すること、2) 親・養育者が子どもの安全を保てるようにすること、3) インターネットを子どもにとって安全なものにすること、4) 学校を安全、非暴力的かつインクルーシブなものにすること、5) 人道的環境における暴力から子どもを守ること、6) 投資を増やし、使途を改善することを、各国政府その他のすべての関係者に呼びかけるもの。（8月1日投稿）

## ■IOM 事務局長らが子どもの人身取引に関する共同声明を発表

7月30日の「人身取引反対世界デー」にあたり、子どもに対する暴力に関す

る国連事務総長特別代表とIOM（国際移住機関）事務局長が共同声明を発表。▽2018年には人身取引被害者全体の約3分の1が子どもであったこと、▽子どもの人身取引件数は過去15年間で3倍になっており、被害者のうち男児が占める割合は5倍になっていることなどを踏まえ、引き続き対策の強化・継続を図ること、被害者自身の声や取り組みから学ぶことなどの重要性を強調した。

（7月31日投稿）





## 活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

●いんふおめーしょん／子どもの人権連／NO.169

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆発行日 2021年9月24日
- ◆発行 & 編集人 子どもの人権連事務局
- ◆事務所 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 日本教育会館 6F  
e-mail [kodomo@jtu-net.or.jp](mailto:kodomo@jtu-net.or.jp)  
URL <http://jinken-kodomo.net/>

郵便振替／00180-8-18438 (子どもの人権連)

年会費 個人(1口) 5,000円、団体(1口) 10,000円